

# 三重の森林づくり実施状況

(平成19年度版)

平成20年9月

三重県環境森林部

## 「三重の森林づくり実施状況」について

本書は、「三重の森林づくり条例」第11条第6項の規定に基づき、平成19年度の森林・林業の状況、県の施策の実施状況などについて、議会に報告するとともに、県民に公表するために作成したものです。

### 「三重の森林づくり条例（平成17年10月21日三重県条例第83号）」抜粋

(基本計画)

- 第11条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
  - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
  - 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
  - 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
  - 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

## 目 次

第1章 トピックス	1
Ⅰ 森林再生「三重の森林づくり」の展開	1
Ⅱ ニホンジカの保護管理に向けた特定鳥獣保護管理計画の見直し	2
Ⅲ 強度間伐による針・広混交林化技術に関する研究	3
Ⅳ 列状間伐による低コスト木材生産の推進	4
Ⅴ 国産材の安定供給体制の整備に向けた取組	5
Ⅵ 「三重の木」の利用促進に向けた新たな取組	6
Ⅶ みんなで育む「木の文化県・みえ」フォーラムの開催	7
Ⅷ 森林環境教育にかかる取組の充実	8
Ⅸ 「企業の森」づくりの推進	9
Ⅹ 三重のもりづくり月間の取組	10
第2章 森林づくりに関する施策の実施状況等	11
Ⅰ 基本方針1 森林の多面的機能の発揮	11
1 森林の整備及び保全	11
（1）環境林整備の促進	11
（2）生産林整備の促進	12
（3）県行造林地の適切な管理の推進	12
（4）保安林制度等による森林の保全管理の推進	13
（5）災害に強い森林づくりの推進	13
（6）野生鳥獣との共生の確保	14
（7）森林病虫害対策及び森林災害対策の強化	15
2 森林の区分に応じた森林管理の推進	16
（1）市町等と連携した森林管理の推進	16
（2）森林資源データの整備と情報提供	16
（3）森林の公益的機能発揮に向けての研究	17
Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展	18
1 林業及び木材産業の振興	18
（1）森林施業の団地化・共同化の促進	18
（2）林業の生産基盤整備の促進	18
（3）木材の流通・加工・供給体制整備の促進	19
（4）特用林産の振興	20
（5）効率的な木材生産のための研究	20
2 担い手の育成及び確保	21
（1）林業の担い手の育成・確保	21
（2）林業経営体、林業事業体の育成・強化	22
（3）山村地域の生活環境の整備	22
3 県産材の利用の促進	22
（1）県産材利用に関する県民理解の促進	22
（2）信頼される県産材の供給の促進	23

(3) 木造住宅の建設の促進	23
(4) 公共施設等の木造・木質化の推進	23
(5) 間伐材等の利用の促進	24
(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進	25
III 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	26
1 森林文化の振興	26
(1) 新たな森林の活用の促進	26
(2) 都市と山村との交流の促進	26
(3) 里山の整備及び保全活動の促進	27
(4) 森林文化遺産等の保全	27
2 森林環境教育の振興	28
(1) 森林の役割に関する県民理解の促進	28
(2) 森林とのふれあいの場の提供	28
(3) 森林環境教育の効果的な推進	29
IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	30
1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援	30
(1) 森林づくりへの県民参加の促進	30
(2) 計画づくりへの県民の参画	31
(3) 身近な緑化活動の推進	31
2 森林づくりの意識の啓発	31
(1) 三重のもりづくり月間の取組	31
V 主な施策と予算	33
第3章 三重の森林・林業の現状	35
I 森林	35
II 林業	37
III 木材産業	39
IV 県土の保全	40
V 森林づくりへの参加	41
VI 森林の公益的機能の評価	42
参考資料	
三重の森林づくり条例	44
三重の森林づくり基本計画	47
三重の森林づくり基本計画の施策体系	54
用語解説	55

## 第1章 トピックス

### I 森林再生「三重の森林づくり」の展開

森林は、水源のかん養や県土の保全などの多様な公益的機能により、私たちの暮らしを支えています。また、平成20年1月から京都議定書に掲げる第一約束期間が始まり、二酸化炭素吸収源としての森林の機能に大きな期待が寄せられています。

このように重要な役割を担う森林ですが、木材価格の低下や需要の減少等から林業活動が停滞し、手入の不足した森林の増加により、森林の公益的機能の低下が懸念されています。

このような状況の中、平成19年度からスタートした県民しあわせプラン「第二次戦略計画」において、森林再生「三重の森林づくり」を重点事業として取り組み、「三重の森林づくり基本計画」に掲げる「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参画の推進」の4つの基本方針を効率的に推進できるよう森林・林業施策を展開していくことになりました。

平成19年度は、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、間伐を主体とした森林整備の推進に引き続き取り組みました。また、県産材の利用促進を軸として林業・木材産業の活性化をはかるため、「三重の木」認証材の利用拡大に取り組むとともに、森林の団地化、低コスト化などの安定供給体制づくりや大型製材工場などからの並材大口需要と生産現場とのマッチングに取り組みました。

さらに、多様な主体の参画による森林づくりを促進するため、企業や漁業関係者、NPOなどの森林づくりを支援するとともに、森林環境教育の充実に取り組みました。

#### 森林再生「三重の森林づくり」の展開

～間伐や県産材利用を進め、みんなが森林づくりに参加できる仕組みをつくります。～

森林の持つ木材生産や、水源のかん養、県土保全、地球温暖化防止などの公益的機能の維持増進に向け、森林の整備・保全、県産材の利用拡大、森林づくりへの参加を進めます。

##### 具体的な取組内容

- 森林の公益的機能の発揮とともに、良質な県産材の提供に向けて、間伐などの森林整備を促進
- 林業就業者の確保と育成を支援
- 「三重の木」認証材を一定量使用する木造住宅建築を支援
- 「企業の森」や「ボランティアの森」づくりのため、森林所有者との仲介や技術支援の実施
- 森林環境教育を進めるため、指導者の育成や学校林の整備・森林体験学習の実施などの事業を行います。

## II ニホンジカの保護管理に向けた特定鳥獣保護管理計画の見直し

ニホンジカの高い生息密度を緩和し、農林業被害を軽減するとともに、地域個体群の長期的、安定的な維持をはかるため、平成14年度に「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）第1期」を策定し、県内の4つの個体群のうち、台高山地及び伊勢志摩地域について、狩猟によるメスジカの捕獲禁止を解除して、個体群の管理を行ってきました。

しかし、農林業被害は減少せず、平成18年度の被害額は約2億円で深刻な影響を及ぼしています。また、生態系に及ぼす影響も大きく、「三重県レッドデータブック2005」ではニホンジカの食害による生息地の環境悪化が減少要因となっている希少種の存在も指摘されています。

このため、ニホンジカの保護管理の目標を定め、計画的な保護管理により農林業被害と生態系への影響の軽減し、「人とニホンジカとの共生」をはかるため、「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）第2期」を策定しました。

現在、県内のニホンジカの生息数は約5万3千頭、生息密度は15.7頭/km<sup>2</sup>と推測されることから、目標生息密度を自然植生への影響や農林業被害が軽減できる3頭/km<sup>2</sup>程度とし、各区域での年間捕獲目標を定めるとともに、狩猟制度を有効に活用して個体数調整が行えるよう全区域でメスジカの狩猟禁止の解除と1日当たりの捕獲数を3頭（オスの上限は1頭）に緩和しました。

また、有害鳥獣捕獲についても、「第10次鳥獣保護計画」においてメスジカの捕獲頭数や許可期間の基準を緩和し、捕獲促進と被害防止をはかることとしました。

### 【ニホンジカの推定生息数及び生息密度】

地 区	分布面積 (km <sup>2</sup> )	推定生息数 (頭)	生息密度 (頭/km <sup>2</sup> )
四日市・伊賀	679.9	8,363	12.3
津・松阪	1,178.7	21,688	18.4
伊勢	704.9	11,137	15.8
尾鷲・熊野	823.9	11,864	14.4
計	3,387.4	53,052	15.7

※生息数は、糞粒法によるモニタリング調査の結果をもとに、FUNRYUプログラムによる生息密度と分布面積から推測したものです。

### 【地域別年間捕獲目標】

年 度	(単位:頭)																	
	H19			H20			H21			H22			H23			合計		
区 域	オス	メス	計	オス	メス	計	オス	メス	計	オス	メス	計	オス	メス	計	オス	メス	計
四日市・伊賀	700	900	1,600	500	800	1,300	400	600	1,000	300	500	800	300	400	700	2,200	3,200	5,400
津・松阪	1,100	1,700	2,800	1,100	1,700	2,800	1,100	1,700	2,800	1,100	1,700	2,800	1,100	1,700	2,800	5,500	8,500	14,000
伊 勢	800	1,000	1,800	800	1,000	1,800	600	800	1,400	400	700	1,100	400	700	1,100	3,000	4,200	7,200
尾鷲・熊野	600	800	1,400	600	800	1,400	600	800	1,400	600	800	1,400	600	800	1,400	3,000	4,000	7,000
計	3,200	4,400	7,600	3,000	4,300	7,300	2,700	3,900	6,600	2,400	3,700	6,100	2,400	3,600	6,000	13,700	19,900	33,600

### Ⅲ 強度間伐による針・広混交林化技術に関する研究

管理不足の過密人工林を対象に強度の間伐を行い、林内光環境を改善することによって高木性広葉樹の侵入を促し、針広混交林へ林型を誘導する森林管理技術の開発を目的として、H19年度まで「強度間伐による針・広混交林化技術に関する研究」を実施しました。

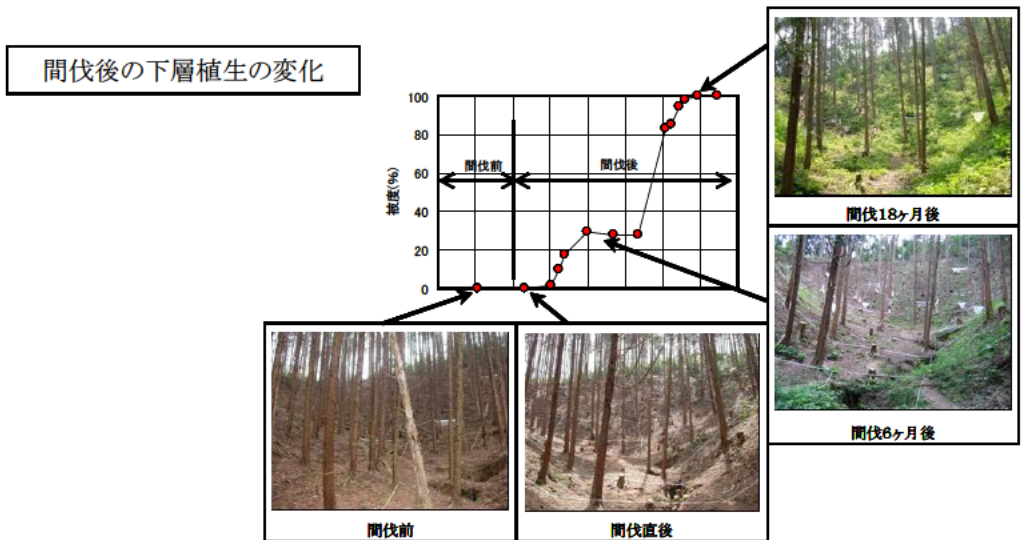
県内各地の強度間伐実施林分や津市白山町に設定した36年生ヒノキ林(本数間伐率61%)において、広葉樹等の下層植生の侵入状況を調査し、研究結果を「三重県における針広混交林化施業のポイント」としてまとめました。

- ① 間伐によって侵入した高木性広葉樹の稚樹が定着・成長しやすい環境を維持するためには、無理のない間伐率で林内の相対照度を20%以上に保つ必要がある。
- ② 広葉樹林からの距離、上層木の樹種(スギ、ヒノキ)、標高、年降水量等の因子から、間伐によって林床に侵入する高木性広葉樹の稚樹数が予測可能となった。また、侵入困難(稚樹数30本/100m<sup>2</sup>未満)と予測された場合は間伐を繰り返す等の対策が必要になる。
- ③ 三重県における高木性広葉樹の侵入パターンは標高500mを境に異なり、標高に応じた対策が必要である。

しかし、強度の間伐は、急激な環境変化を林地に与えることになり、下層植生に覆われていない間伐直後には、土壌の流亡などが危惧されます。そこで、上記モデル林において、間伐直後から下層植生の変化を追跡調査しました。

- ① 間伐後18ヶ月経過した時点で主に草本類が林床の全面を覆い(被度100%)、良好な場合には、強度間伐後2～3年で下層植生の被覆が見込める。
- ② 間伐後4～5年経過しても、下層植生(草本類)が生育しない場合は、間伐の繰り返しや播種・植栽等の追加的措置を検討する必要がある。

今後、より確実な針・広混交林化技術を確立し、下層植生の侵入・生育に伴う林地保全効果を明らかにするためには、侵入した高木性広葉樹の成長パターンの把握、水・土砂の流出実態等の継続調査が必要です。



#### IV 列状間伐による低コスト木材生産の推進

県内の人工林（スギやヒノキ）は、8齢級（36年生）以上の壮齢林が約8割を占め、柱材が得られる程度にまで成長しています。また、木材を取り巻く国際的な環境の変化により、外材の輸入量が減少し、大手製材工場等では、材料となる原木の確保が困難な状況となり、国産材への注目が高まっています。

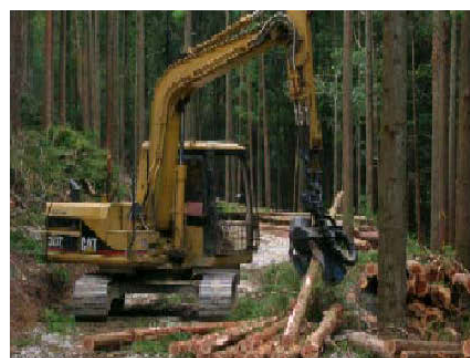
しかし、木材価格の低迷や機械化の遅れなどから、間伐の多くは、間伐材を林内に放置する「伐り捨て間伐」となっています。これを有効に利用する「利用間伐」へ変えていくためには、木材生産における「低コスト化」が課題であり、作業道などの路網整備と併せ、スイングヤーダやプロセッサなどの高性能林業機械を用いた「列状間伐」が注目を集めています。

県内では、11森林組合のうち中勢森林組合など4森林組合が列状間伐に取り組んでおり、平成19年度は、約6千 $\text{m}^3$ の間伐材を搬出しました。大紀森林組合では、高性能林業機械を使用した列状間伐等で低コストで搬出した木材を京都府舞鶴市の合板工場に直送する取組を開始しました。

また、低コスト化の普及を図るため、低コスト間伐マニュアルや普及用DVDを作成するとともに、県内の素材生産業者や森林組合を対象に、列状間伐施業を含む「低コストで災害に強い作業道研修会」を松阪市（55名）や熊野市（35名）で開催しました。



スイングヤーダによる列状間伐



プロセッサによる造材



大型トレーラーに積込



低コスト作業道開設研修会(松阪市)



## V 国産材の安定供給体制の整備に向けた取組

平成19年度から林野庁の新規事業として、国産材を安定的に供給する体制を国有林・民有林が連携して構築することを目的とした「施業集約化・供給情報集積事業」がスタートしました。

この事業では、全国、地域ブロック、都道府県の各段階において行政と原木供給者等で構成する協議会が設置され、三重県は近畿ブロックの協議会に参加しています。

全国の森林組合等では、この事業により施業の集約化を進めており、利用間伐などによる原木供給可能量情報の集積・提供や、森林所有者に対して間伐等の施業に必要なコストや収益を明らかにした施業プランを提案し、所有者との合意形成を図る「森林施業プランナー」の育成等を実施しています。

三重県では6森林組合において、集約化対象森林として374ha、原木供給可能量情報として6,115m<sup>3</sup>の情報集積・提供を行いました。

また、モデル森林組合である松阪飯南森林組合において「森林施業プランナー育成地域実践研修」を行い、近畿ブロック各府県の森林組合等から29名が参加し、それぞれの地域の実情に応じた施業提案書を作成する等の具体的な研修を実施しました。



近畿ブロック国産材安定供給協議会



森林施業プランナー育成地域実践研修



森林施業プランナー育成地域実践研修【現地】

## VI 「三重の木」の利用促進に向けた新たな取組

「三重の木」認証材の県内の出荷量は、平成17年度 4,290m<sup>3</sup>、平成18年度 5,137m<sup>3</sup>、平成19年度 8,416m<sup>3</sup>と順調に推移し、制度の定着とともに一定の評価を得てきています。

「三重の木」の一層の利用促進をはかるためには、これまでの県内の取組を継続するとともに、県外での利用拡大を進めていく必要があります。

このような中、関東方面への「三重の木」の販売の拡大に取り組み、平成20年2月28日には、三重県と関東圏木造住宅ビルダーとの間で、「「三重の木」の利用の促進に関する協定」を締結しました。今後、松阪木材コンビナートを核とした供給体制を強化し、関係機関と協働して「三重の木」利用拡大を推進していきます。

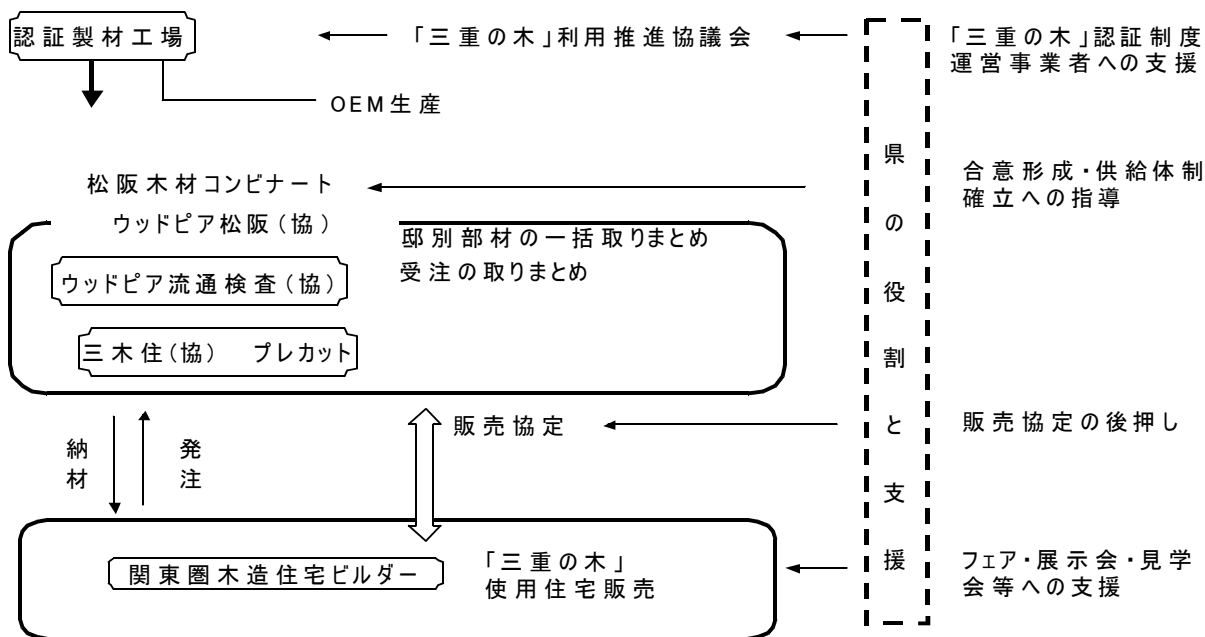


三重県と古河林業（株）との調印式



品質・性能が保証された「三重の木」

### 【「三重の木」関東戦略のイメージ】



## Ⅶ みんなで育む「木の文化県・みえ」フォーラムの開催

木を使うことで、「木を植え、育て、伐って利用し、また植える」という「緑の循環」が持続され、健全な森林が育てられることを県民のみなさまに広く理解いただくことを目的に、平成20年3月22日（土）に多気町民文化会館において、みんなで育む「木の文化県・みえ」フォーラムを開催しました。

木材の良さについての講演や木づかいについての事例発表を中心としたフォーラムの他にも、楽しく木に親しんでもらえるように、クラフト教室やチェンソーアートなどのイベントも同時に開催しました。

また、会場ロビーでは、木造住宅や木製品のPRのため、日本建築家協会東海支部三重地域会によるパネル展示やスギの圧縮材を使った家具等の展示が行われました。

### □フォーラムプログラム

#### < 基調講演 >

「木を使って健康で快適な生活を」 影山木材株式会社 影山弥太郎 氏

#### < 木づかい事例発表 >

- ①「木づかいプラン」作成に携わって
- ②木とのふれあいのある学校
- ③環境づくり人づくり ～家づくりを通して～

#### < イベント >

- ・チェンソーアート、クラフト教室 ほか



基調講演



事例発表



パネル展示



チェンソーアート



クラフト教室

## Ⅷ 森林環境教育にかかる取組の充実

県では、「社会全体で支える森林づくり」の実現に向けて、森林環境教育の振興に重点的に取り組み、県内の「森林づくり」や「木づかい」にかかる気運を醸成していくこととしており、県民のみなさんに「森林」や「林業」への理解と関心をより深めていただけるよう、平成19年度から「森林とのふれあい・学び事業」により、森林環境教育の取組の充実をはかっています。

初年度の平成19年度は、県内の森林環境教育指導者の情報や小中学校等における学習ニーズの調査、教室の実施が可能な学習フィールドの調査など森林環境教育の総合コーディネーターに必要な各種情報を収集しました。

また、出前講座による森林環境教育指導者の育成 2件、学校林を学習フィールドに活用するための整備 2件、学習プログラムのモデルづくりとしての「森林の活動体験教室」13件を実施しており、小中学校の学校林や森林公園等を中心に、県内の森林環境教育活動の活性化に向けた取組を進めました。

### 【指導者の育成】



出前講座（大河内小学校）



出前講座（常磐西小学校）

### 【学習フィールドの整備】



学校林整備（内部東小学校）

### 【森林の活動体験教室】



昆虫&樹木観察（常磐西小学校）



広葉樹の植樹（美杉南小学校）



きのこの観察（内部東小学校）



樹木診断（上野森林公園）



間伐体験（熊野少年自然の家）



森の生物観察（創造の森横山）

## Ⅸ 「企業の森づくり」の推進

多様な主体による森林づくりを促進するため、平成18年度から「企業の森づくり」に取り組んでいます。県は、社会貢献の一環として森林整備を考えている企業に対し、資金や労働力を求めている森林を紹介し、協定期間や森林整備内容をコーディネートすることで、双方のマッチングを進めています。

平成19年度は、新たに5カ所の森林で「企業の森」が設定され、昨年度と併せて9カ所となりました。中でも、亀山市での取組については、市民と企業、亀山市の3者で協議会を立ち上げ、森林整備や利活用の検討を始めるなど、自主的な森林づくりが動き出しています。

### ○新たに「企業の森」に取り組み始めた企業

企 業 名	フィールド	活 動 内 容	面積 (ha)
全労済三重県本部	津 市	広葉樹植栽	0.8
損保ジャパン	津 市	広葉樹植栽	0.4
ネットヨタ三重	松阪市	広葉樹植栽	1.0
シャープ亀山工場、日東電工ほか	亀山市	間伐、下刈、広葉樹植栽	8.0
I N A X	伊賀市	広葉樹植栽	1.3
計			11.5



損保ジャパンの植樹活動（津市）



全労済三重県本部の植樹活動（津市）



ネットヨタ三重の調印式



I N A Xの植樹活動（伊賀市）

## X 三重のもりづくり月間の取組

平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」では、県民のみなさんが森林のもたらす恩恵についての理解を深め、森林づくりに参画していただけるよう、毎年10月を「三重のもりづくり月間」と定めています。この期間中、森林づくりに関するイベントを県内各地で開催しました。

中央行事として、平成19年10月13日（土）に、桑名市において、「森と水～どう守り、次世代に引き継げばいいのか～」をテーマに森林フォーラム2007を開催しました。気象予報士 河合薫さんの講演、森林保全や利用活動の発表のほか、木工教室、森林セラピー体験、森の写真展等を行い、約160人の参加者がありました。

また、地域行事として、森林や林業を体験する「森の講座」を県内7地域で開催しました。（参加者数489人）

### 【森林フォーラム2007】



河合 薫さんの講演



活動発表



展示

### 【森の講座】



間伐体験（桑名市）



森の話／紙芝居（津市）



巣箱づくり（松阪市）



竹で”スター★ドーム”づくり  
(伊勢市)



ウッドバーニング（伊賀）



尾鷲ヒノキの歴史（尾鷲市）



熊野古道周辺の森の健康診断  
(熊野市)

## 第2章 森林づくりに関する施策の実施状況等

### I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材供給のほか、水源のかん養や県土の保全などの多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

#### 【数値目標の達成状況】

指 標	実 績	目 標		
	H19年度	H22年度	H27年度	H37年度
間伐実施面積(H18からの累計)	16,526ha	40,000ha	80,000ha	140,000ha

※H22年度は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

#### 1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

##### (1) 環境林整備の促進

環境林については、針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めています。

平成19年度は、森林環境創造事業により、新規に1,601haの計画を樹立するとともに、間伐 1,198ha、樹下植栽 4ha、下刈 103haを実施しています。これにより、平成13年度からの着手面積の累計は 9,782haとなり、計画面積 13,350haの 73.3%の進捗状況となっています。また、認定林業事業体が策定する環境林整備計画の協議・調整を行う地区森林管理協議会も21市町に設置されています。

間伐については、治山事業 1,078ha、環境林整備治山事業 317ha、自力等その他 762haを含め 3,355haを実施しました。

#### 【針広混交林造成のイメージ】



間伐放置林



強度間伐



針広混交林

【地区森林整備協議会設置状況】

区 分	地区森林整備協議会設置市町
平成13年度 ～ 平成18年度	いなべ市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市（松阪、嬉野、飯南、飯高）、多気町 大台町、伊勢市、志摩市、大紀町、度会町、南伊勢町、伊賀市、名張市、尾鷲市 熊野市、御浜町、紀宝町
平成19年度	鳥羽市

(2) 生産林整備の促進

間伐や伐採後の着実な再造林など、林業生産活動を通じた森林整備を進めています。

平成19年度は、造林事業により間伐 1,525ha、植栽 66ha、下刈り 277haなど、高齢林整備間伐促進事業により高齢級間伐 782ha等を実施しました。

間伐については、治山事業 1,348ha、緑資源機構 1,512ha、自力等その他 552haを含め 5,719haを実施しました。



整備されたスギ林



間伐作業



整備されたヒノキ林

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

森林環境教育や林業体験活動の場としての活用もはかりつつ、多面的機能が発揮されるよう、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めています。

平成19年度は、県内14市町35ヶ所で地上権設定した県行造林地 3,528haで、間伐 34haを実施しました。

また、県行造林地の管理運営コストの削減のため、主伐や利用間伐の実施に向けた現況調査等を行いました。

【県行造林種類別契約状況】

(平成20年3月末現在)

県行造林の種類	契約件数	面積(ha)	契約期間	分収率(県：所有者)
模範林	11	1,015.25	M39～H51	9:1, 5:5, 6:4
大札記念林	5	481.65	S 5～H52	5:5
紀元2600記念林	11	661.12	S20～H33	5:5
講和記念林	8	425.77	S28～H35	5:5
皇太子殿下御成婚記念	6	261.41	S37～H24	6:4
県庁舎落成記念林	6	340.35	S41～H29	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52～H60	6:4
計	50	3,528.05		



#### (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進をはかっています。

平成19年度には、県内の保安林指定面積は 849ha増加し、19年度末現在、県内の森林面積の約 31%にあたる 114,494haの森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、平成19年度に 18件、98haを許可しています。

【三重県における保安林の指定状況】

区 分	面 積 (ha)	
水源かん養	72,740	63.5%
土砂流出防備	39,228	34.2%
土砂崩壊防備	160	0.1%
防風	174	0.2%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.6%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	※ 11,934	10.4%
風致	79	0.1%
計	※ 125,022	

※兼種 10,528ha を含む。



水源かん養保安林：津市



防風保安林：御浜町

#### (5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨などの自然災害による土砂や立木の流出等を防ぐため、治山事業などにより保安林の機能強化をはかるとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めています。

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応をはかるための情報として提供しているところです。平成19年度末現在、山腹崩壊による災害が発生するおそれがある地区 1,958地区、地すべりによる災害が発生するおそれがある地区 12地区、山腹崩壊等によって発生した土砂が土石流等となって流出し災害が発生するおそれがある地区 1,886地区となっています。平成19年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は 1.1ポイント増加し 49.8%となりました。

平成19年度の主な取組として、平成16年9月の台風21号に伴う豪雨により山地災害が発生した地域において再度災害を防止するための激甚災害対策工事を 5箇所、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を 29箇所、水源地域において荒廃森林の整備を行う水源地域整備事業を 23地区で実施しました。また、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な生長を促進させるための本数調整伐(間伐) 2,395haを実施しました。

【山地災害の復旧】



山腹崩壊の復旧状況  
：松阪市飯高町



【保安林の整備】



森林整備：津市



### (6) 野生鳥獣との共生の確保

野生鳥獣との共生をはかるため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めています。また、森林造成のために必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備等を進めています。

平成19年度の野生鳥獣による林業被害額は 173百万円で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約92%を占めており、ニホンジカによる被害は年々増加しています。また、サルやニホンジカによるシイタケへの被害も 13.5t、13百万円発生しています。

植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を普及しており、平成19年度は新植地へ防護柵を 26,451m設置しました。(造林事業：20,039m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業：6,412m)

特に、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減をはかるため、「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）第2期」を策定し、メスジカの捕獲規制を緩和するとともに、第10次鳥獣保護事業計画を変更し、許可捕獲による捕獲等数を1申請当たり3頭から必要数としました。

しかし、平成19年度の狩猟登録者数は3,618人で、狩猟者の高齢化により狩猟登録者数は減少しています。

また、林業研究所では、平成18年度から3カ年の計画で、林業および森林生態系に対するニホンジカによる被害の実態を明らかにし、被害管理指針を策定するとともに、効果的な侵入防止柵の開発を目的とした研究を実施しており、県内のスギ、ヒノキ樹皮の剥皮被害は春～夏に発生し、餌不足によって引き起こされるのではないこと、生息密度と被害量には明瞭な関係がみられないことが明らかになりました。

【ニホンジカ関係】



ニホンジカ



食害により盆栽状になったヒノキ



シカによるスギ剥皮



防護ネット



防護柵



防護金網

【ニホンザル関係】



ニホンザル



サルに食害されたシイタケ



防護柵

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害の早期かつ重点的な防除を行っています。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めています。

平成19年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を 39ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を 67m<sup>3</sup>実施しました。また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示やステッカーの配布などを行い、林野火災の予防思想の普及をはかりました。なお、森林国営保険は、505件 5,019haの加入があり、平成19年度末現在、2,988件 19,531haの加入となっています。

【松くい虫被害及び林野火災発生状況】

区 分	松くい虫		林野火災	
	面積 (ha)	材積 (m <sup>3</sup> )	件数	面積 (ha)
平成18年度	1,912	6,066	39	2
平成19年度	1,780	5,588	63	6

※林野火災は、暦年

【松くい虫被害】



マツノザイセンチュウ



マツノマダラカミキリ



海岸松林：伊勢市

## 2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

### (1) 市町等と連携した森林管理の推進

地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林整備を進めていくため、市町と連携して森林計画制度の適切な運用を図っています。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めています。

平成19年度は、尾鷲熊野森林計画区において、地域における課題や森林資源の内容を踏まえ、平成20年4月1日を始期とする地域森林計画を樹立するとともに、計画区内の2市3町（尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町）において、市町村森林整備計画が樹立されました。

#### 【地域森林計画樹立(予定)】

区 分	森林計画区名	対象市町
平成19年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町
平成20年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
平成22年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
平成23年度	伊賀	伊賀市、名張市

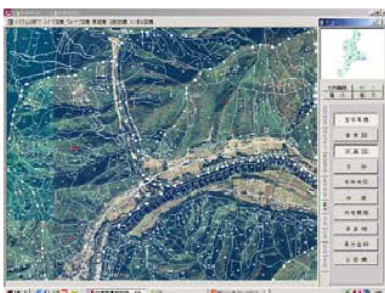
### (2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の適正な維持・管理を進め、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させていくために、森林GISを活用した森林資源データの整備や情報の提供を行っています。

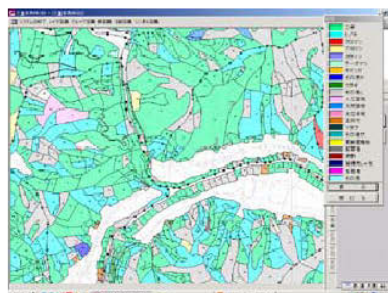
平成19年度は、尾鷲熊野地域森林計画の樹立に併せて、森林計画区の森林簿データの更新を行いました。また、民有林の樹種別面積をはじめとする森林資源に関する各種データについて、冊子および環境森林部ホームページ「三重の環境と森林」にて提供しています。

\*参照アドレス <http://www.eco.pref.mie.jp/>

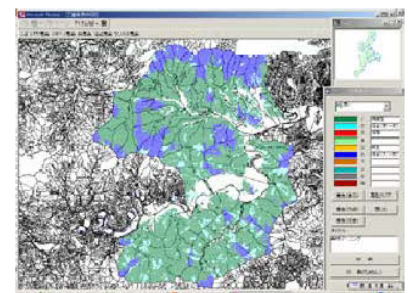
#### 【三重県森林GIS】



オルソ写真+森林計画図



樹種別



森林ゾーニング

### (3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させる森林造成の研究に取り組んでいます。

林業研究所では、強度間伐による人工林の針広混交林化を進めるための技術確立を目指し、平成17年度から19年度に、様々な条件下にある人工林において、各種の試験と調査を行いました。その結果、間伐後の高木性広葉樹の侵入予測技術、風倒被害回避技術を確立し、これらの成果をまとめた普及冊子「三重県における針広混交林化施業のポイント」を発行しました。

また、京都議定書に基づく森林の炭素吸収量算定に必要な基礎データを収集するために、平成15年度から森林の地上部バイオマス、地下部バイオマス、土壌、枯死木、落葉落枝に含まれる炭素貯留量の調査を県内の森林で行っています。平成19年度は土壌、枯死木、落葉落枝に含まれる炭素量を7箇所の森林で調査しました。

【普及冊子】 「三重県における針広混交林化施業のポイント」



\* この普及冊子は林業研究所HPからもPDFファイルがダウンロードできます。

(<http://www.mpstpc.pref.mie.jp/RIN/paper/shinkou.pdf>)

## II 基本方針 2 林業の持続的発展

林業は、生産活動を通じ森林を適切に管理してきましたが、近年の木材価格の低迷や需要の減少などから活力が失われてきており、手入れ不足の森林や伐採後の未植栽地などが増加しています。

このため、森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることから、これを支える林業の持続的発展を図ります。

### 【数値目標の達成状況】

指 標	実 績	目 標		
	H19年度 (2007)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)	H37年度 (2025)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	279千m <sup>3</sup>	324千m <sup>3</sup>	328千m <sup>3</sup>	345千m <sup>3</sup>

※実績値は、暦年の数値です。また、H22年は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

### 1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携を強化するとともに、森林施業の効率化、基盤整備等による生産性の向上をはかります。

#### (1) 森林施業の団地化・共同化の促進

零細分散化している森林所有者の森林整備や木材生産を進めるため、森林組合などの林業事業体を中心として森林を適正に管理し、作業の団地化・共同化による採算性の向上をはかるとともに、流通・加工と連携した計画的な木材供給を進める仕組づくりに取り組んでいます。

平成19年度は、原木安定確保パイロット事業により、県内森林組合職員 27名が森林コンサルティング手法等の習得のため先進的な取組を行っている天竜森林組合等で研修を受けました。

また、平成19年度は、3森林組合、3団地で集約化施業のための森林施業プランを策定するとともに、これまでに森林施業プランを策定した4団地で高性能林業機械を利用した利用間伐を実施しました。

【森林施業プラン策定状況】

森林組合名	件数	面積(ha)
中勢	1	29.7
大紀	1	26.3
紀南	1	15.5
計	3	71.5

【高性能林業機械による利用間伐実施状況】

森林組合名	件数	面積(ha)
鈴鹿	1	3.6
松阪飯南	1	7.0
大紀	1	26.3
熊野市	1	42.9
計	4	79.8

#### (2) 林業の生産基盤整備の促進

森林施業が効率的に実施できるよう、自然環境に配慮し、地形や施業形態に応じた林道

や作業道等の計画的な整備を進めています。

また、伐採・搬出作業の効率化や安全性の向上をはかるため、高性能林業機械の導入や現場条件にあった低コスト作業システムの普及を進めています。

平成19年度は、林道事業により、林道開設 15路線 30工区、改良・舗装 20路線 20工区他、作業路開設 8路線を実施するとともに、林道災害復旧事業により、平成19年災害で被災した 24箇所を復旧を行いました。

また間伐対策事業により、低コスト林業確立のための路網開設と高性能林業機械の導入を進めており、平成19年度は、作業道 11路線の開設と、高性能林業機械 2台を導入しました。

#### 【林道開設状況】



浅谷越線（熊野市）



野又越線（紀北町）



七日市乙栗須線（松阪市）



#### 【高性能林業機械】



スイングヤーダ



グラップルクレーン



### (3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大をはかっています。

平成19年度は、製材端材、樹皮、山元に放置されている間伐材等の未利用資源を有効に利活用するため、木質バイオマス利用のためのチップ製造施設の建設に対して助成を行いました。

また、平成18年度からスタートした「新生産システム推進対策事業」により、大ロット協定取引による流通・加工体制を確立することでコストの削減をはかり、山元への還元を増加させる取組として、多気町内に建設する木材加工処理施設に対し助成しました。

#### (4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこや木炭などの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供しています。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めています。

平成19年度は、生産者への研修会を開催するとともに、県産特用林産物を消費者に紹介するイベント等を開催し、三重県の特用林産物のPRを行いました。



きのこの食の安全・安心研修



きのこ料理教室

また、林業研究所では、三重のハタケシメジの生産力向上をはかるため、平成19年度は、野生菌株を交配して選抜した菌株LD96-4⑦の品種登録に向け、他品種との相違を確定するための対峙培養、最適な菌糸伸長温度などの調査を行いました。また、ヒラタケについても、林業研究所で選抜し、子実体が大型で日持ちの良い菌株について、野外及び簡易施設における発生試験を行い、発生が良好なことを確認しました。



ハタケシメジ交配株（袋栽培）



ヒラタケ野外栽培

#### (5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上をはかるため、森林施業の省力化、効率化に関する研究に取り組んでいます。

林業研究所では、平成18年度から3カ年の計画で、間伐の省力化を目的の一つにして「巻き枯らし間伐」の効率性と、間伐木が病虫害の発生源となる危険性について研究を始めています。その結果、巻き枯らしたスギ、ヒノキがキバチ類などの材質劣化害虫の繁殖源になることが確認されました。

また、本年度から高齢林人工林の効率的な森林管理技術確立のための研究を始めました。





巻き枯らし



高齢人工林での調査

## 2 担い手の育成及び確保

将来にわたり適切な森林の整備が行えるよう、森林づくりの担い手の確保や林業事業者等の育成強化をはかります。

### (1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供や普及啓発などを行うとともに、新規就業者の定着率の向上や人材の育成をはかるため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止、技術向上研修への参加などを進めています。

平成19年度は、高校生職場体験学習（19名）を実施するとともに、(財)三重県農林水産支援センターと連携して新規就業者セミナーや作業士研修（49.5日間）を実施し、10名の研修生が林業に必要な技能・資格を習得しました。また、37名（40歳未満は33名）が林業に新規就業しました。

林業労働災害防止のため、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成19年の休業4日以上死傷者数は73名で、平成18年に比較して9名減少しましたが、死亡者は1名となっています。

【新規林業就業者数の推移】

区分	人数
平成15年度	32
平成16年度	40
平成17年度	23
平成18年度	29
平成19年度	33

【林業労働災害の状況】

区分	被災者数	うち死亡
平成15年	108	2
平成16年	100	1
平成17年	103	1
平成18年	84	2
平成19年	73	1



高校生職場体験学習



就業・就職フェア



林業作業士研修

## (2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成するため、経営支援や機械化の促進などにより経営改善や林業生産の効率化を進めています。

平成19年度は、事業体に対し2件の新規就業促進資金の貸付や、森林組合に対し森林育成促進資金の貸付を行いました。

平成19年度末現在、認定林業経営体は、13経営体、13,248haが認定されています。また、認定林業事業体は、平成19年度に7事業体が更新し、新規に4事業体が認定されたことから、51の事業体が認定されています。

## (3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域における生活環境を向上して担い手の定住を促進するため、林道整備や治山事業等により安全で快適な生活環境の確保をはかっています。

平成19年度は、林道舗装2路線、林道改良3路線、防火水槽3基を整備するとともに、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。

【林道改良】



北桧杖浅里線(紀宝町)

【防火水槽】



新鹿(熊野市)

## 3 県産材の利用の促進

県産材の利用は「緑の循環」を通じた森林整備の促進につながることから、住宅建築や公共事業等への積極的な利用を進めます。

### (1) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や三重の森林づくりにおける県産材利用の意義について、広く普及啓発を行い県民の理解の促進と意識の高揚をはかっています。

平成19年度は、県産材を使う運動を推進するため、3月22日(土)に多気町民文化会館で「木の文化県・みえ」フォーラムをはじめ、木づかいに関するイベント等を開催し、県民への普及啓発を行いました。



児童・生徒木工工作コンクール



ウッドィフェスタ



子育て応援! わくわくフェスタ

## (2) 信頼される県産材の供給の促進

県産材「三重の木」認証制度の普及などにより、品質の確かな県産材の供給を進めています。

平成19年度は、認証製材工場120社により8,416m<sup>3</sup>の「三重の木」認証材を供給するとともに、「三重の木」認証材を使用した木造住宅397戸に補助金を交付しました。

### 【「三重の木」出荷量】

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
出荷量 (m3)	4,290	5,137	8,416

### 【「三重の木」を使った住宅建設】



## (3) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した家づくりが進められるよう、木材関連業者と工務店、建築士等との連携による住宅相談窓口の設置などの取組を進めています。

平成19年度は、イベント、フォーラム、雑誌等において、県産材及び「三重の木」認証材の良さを消費者に広くPRしました。また、住宅の着工から完成までの様子をホームページで紹介するとともに、構造見学会や完成見学会の開催を支援するなど、「三重の木」認証材を利用した家づくりの普及に取り組みました。



木組みモデルの展示・説明



「三重の木」住宅相談

## (4) 公共施設等の木造・木質化の推進

県産材の利用拡大をはかるため、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、国、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけています。

平成19年度は、学校施設や警察の駐在所を中心に計10箇所の県有施設において県産材を利用しました。

【宇治山田高校武道館】



【菰野高校武道場】



【四日市高校トレーニング場】



### (5) 間伐材等の利用の促進

県が実施する公共工事等で間伐材の利用を積極的に進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への間伐材利用を働きかけています。

また、森林づくりや製材過程で発生する残材等の未利用資源の有効活用を図るため、木質バイオマスエネルギーなど新たな利活用を進めています。

平成19年度は、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、林道で 143m<sup>3</sup>の間伐材を使用しました。

また、木質バイオマスエネルギーの利活用については、平成18年度、19年度の2カ年で松阪市内にチップ工場を建設するとともに、それを利用した熱エネルギー供給施設の建設についても支援を行ないました。

なお、松阪市では、平成18年度から市内の全小学校を対象に県リサイクル認定製品に登録された間伐材製の学童用机・椅子の導入を市単独事業で進めています。

【公共工事等の利用事例】



落石防護壁工：熊野市



木柵工：菰野町



木製カーブ、柵工：紀北町



工事用看板



工事用バリケード



学習机・椅子

【間伐材等の木材を使った三重県リサイクル認定製品】

区 分	用途及び認定製品数
土木資材	工事用看板8、バリケード5、ウッドブロック1、植生マット1
建築資材	床板・壁板1
物 品	学習机・椅子1

また、林業研究所では、製材所から排出される樹皮の資源利用をめざした研究で、液化の可能性についての検討やヒラタケのビン栽培への活用を行いました。



樹皮の液化



樹皮を利用したヒラタケビン栽培

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

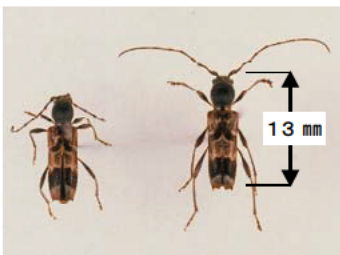
消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究・開発を進めています。

平成19年度は、スギ、ヒノキ人工林の高齢林化により中大径材の増加が見込まれ、梁桁材への利用が望まれることから、木造建築の設計に応じた断面を選択できるスパン表の作成に着手し、県内各地から集めたスギ材の強度試験を行い、強度データ表を作成しました。

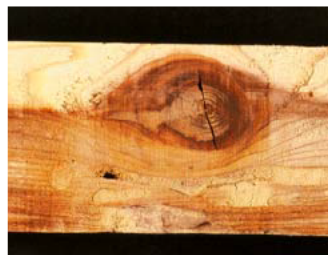
また、柱材に使用されてきた尾鷲ヒノキ材を内装材等へも利用できるように、表面固さの向上を目的に表面圧密処理についての試験も始めました。

さらに、スギノアカネトラカミキリ被害材(アリクイ材)の利用を促進するため、被害材で製作した円柱加工材及び小断面材の曲げ強度試験を実施し、材面上の被害の有無による有意な差が認められないことを確認するとともに、被害材を使用した防護柵や木製フェンス等の耐久性能試験を行いました。

【スギノアカネトラカミキリと被害材の利用】



スギノアカネトラカミキリ  
左：メス 右：オス



アリクイ材：スギ



木製防護柵

### Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

#### 【数値目標の達成状況】

指 標	目 標			
	実 績 H19年度	H22年度	H27年度	H37年度
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	341人 1,393回	400人 1,600回	500人 2,000回	750人 3,000回

※H22年度は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

#### 1 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

##### (1) 新たな森林の活用の促進

熊野古道の活用や森林療法など、山村地域の森林資源やフィールドそのものが持つ潜在的な価値を活かした新たなビジネスの展開を支援するなど、魅力ある地域づくりを進めています。

平成19年度は、県内で初めて「森林セラピー基地」として、津市美杉町が認定され、平成20年秋にはグランドオープンを迎えることとなります。また、「森林とのふれあい・学び事業」において、「森林とのふれあい」をテーマとしたフォトコンテストを実施したところ、県内から84作品の応募があり、優秀作品は県民ホールや各種イベントでの展示を行いました。

#### 【フォトコンテスト優秀作品】



一般最優秀賞



高校生以下最優秀賞



一般優秀賞

##### (2) 都市と山村との交流の促進

都市住民の新しいふるさととして、豊かな自然や文化など山村地域の持つ魅力を活かした体験交流を進めています。また、森林の整備は豊かな海づくりなどにつながることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流をはかっています。

平成19年度は、紀北町の三浦漁協組合が三浦小学校の5年生8名、町、ボランティアな

ど約100名の参加を得て、大台町大杉谷の国有林でミズナラ、ブナなど300本の苗木を植栽しました。また、鳥羽磯部漁協は、いせしま森林組合とが連携し、鳥羽市浦村町で広葉樹の苗木500本を植栽しました。



三浦漁業協同組合（大台町）



鳥羽磯部、浦村漁業協同組合（鳥羽市）

### (3) 里山の整備及び保全活動の促進

地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山を、生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めています。

平成15年度から団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成19年度は、新たに4団体の活動計画を認定するとともに、9団体に対し保全活動に必要な資材等の購入に対する助成を行いました。

平成19年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は4団体、里地里山保全活動計画認定団体数は21団体となっています。

#### 【認証・認定団体の推移】

区分	認証数	認定数
平成15年度	3	4
平成16年度	1	4
平成17年度	—	5
平成18年度	—	4
平成19年度	—	4
計	4	21

### (4) 森林文化遺産等の保全

貴重な文化資源である巨樹・古木等の保存に努めています。また、木造古民家等の活用を進めています。

平成19年度は、(社)三重県緑化推進協会による冊子「三重の巨樹・古木」の発刊と配布など、県内の150本の巨樹・古木について、広く県民のみなさんに紹介するための取組を進めました。また、樹勢診断、保護の指導などを15カ所で行なったほか、治療行為も4カ所で行われました。

#### IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

##### 【数値目標の達成状況】

指 標	実 績			
	H19年度	H22年度	H27年度	H37年度
森林づくりへの参加者数	12,355人	15,000人	20,000人	30,000人

※H22年度は、県民しあわせプラン第二次戦略計画の目標値です。

#### 1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

##### (1) 森林づくりへの県民参加の促進

森林づくりへの多様な主体の参加を促すため、活動場所の確保や指導者の育成、情報の提供などを行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を支援しています。

平成19年度は、新たに5カ所の森林で「企業の森」が設定され、社員の皆さんが植林や間伐などの森林整備を進めています。また、県内の「森林ボランティア」のレベルアップを目指し、大台町で「指導者研修会」を開催したほか、ボランティア団体が実施する「初心者向けの研修会」に対して助成しました。

##### 【森林ボランティア研修】



交流集会



指導者研修（救命救急）



間伐材ベンチづくり指導

##### 【企業の森取組実績】

区 分	企 業 名	面積(ha)
平成18年度	シャープ(株)三重工場(多気町)、(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)	12.3
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、(株)損保ジャパン(津市)、ネッツトヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)INAX(伊賀市)	11.5
計	9カ所	23.8



## (2) 計画づくりへの県民の参画

森林所有者、事業者、県民などの幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりなどの計画づくりを進めています。

平成19年度は、地域森林計画計画の樹立に際し、計画の企画・立案段階から地域住民が参画する手法として、地域で率先して活動いただいている方々による委員会を設置し、具体的な意見をいただきました。

また、学識経験者、商工業関係者、林業関係者、公募委員で構成する三重の森林づくり検討委員会を設置し、三重の森林づくり基本計画に基づく施策の推進や三重の森林づくりを地域社会全体で支える方策について、検討していただきました。

【三重の森林づくり検討委員会】



【尾鷲熊野地域森林計画検討委員会】



(尾鷲地区)



(熊野地区)

## (3) 身近な緑化活動の推進

緑化活動に取り組む団体と連携して、花木の植栽などの身近な緑化活動の促進を通して、県民の緑化意識の高揚をはかっています。

平成19年度は、(社)三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化思想の啓発を展開しました。また、宝くじ協会助成事業を活用し、北勢きらら学園と伊勢まなび高校の校内緑化を実施したほか、桑名市ほか4市町にソメイヨシノを800本配布しました。

【学校緑化】



北勢きらら学園



伊勢まなび高等学校

## 2 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画意識を高める取組を行います。

### (1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様

な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種行事等を毎年10月に重点的に実施しています。

平成19年度は、10月13日（土）に桑名市民会館（桑名市）で「森林と水—どう守り、次世代に引き継げばいいのか—」をテーマに「森林フォーラム2007」を開催（参加者 約160人）しました。また、県内7地域で、森林や林業を体験する「森の講座」（参加者 489人）を開催しました。

【もりづくり月間の取組】

区 分	開催場所	イベント内容等
森林フォーラム2007	桑名市民会館（桑名市）	講演会、木工教室等
森の講座（四日市）	多度町愛宕神社周辺（桑名市）	間伐体験、講話等
森の講座（津）	学びの森 川口演習林（津市）	チェーンソーアート、紙芝居等
森の講座（松阪）	松阪市森林公園（松阪市）	巣箱づくり、講話等
森の講座（伊勢）	宮川ラブリバー公園（伊勢市）	竹製スター・ドーム作り、講話等
森の講座（伊賀）	上野森林公園（伊賀市）	コースター作り、ネイチャークラフト等
森の講座（尾鷲）	熊野古道センター（尾鷲市）	尾鷲ヒノキの「箸と箸袋」作り、講話
森の講座（熊野）	熊野古道 松本峠周辺（熊野市）	熊野古道沿い人工林の健康診断体験、森林観察

## V 主な施策と予算

【基本方針】

【基本施策】

【平成19年度に講じた主な取組と決算額】

(千円未満切捨)

森林の多面的機能の発揮

森林の整備及び保全

①	森林環境創造事業費	324,230千円
	・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	
①	環境林整備治山事業費	106,622千円
	・環境林で国補対象外の機能の低下した保安林の整備の推進	
①	造林事業費	294,942千円
	・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	
①	高齢林整備間伐促進事業費	119,274千円
	・高齢級間伐と伐採後の造林未栽地の解消の促進	
	森林整備促進事業費	147,868千円
	・森林所有者等による森林の適切な管理や地域活動の促進	
	県行造林事業費	176,498千円
	・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	
	治山事業費	2,479,541千円
	・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	
	治山施設機能回復事業費	17,439千円
	・機能の低下した治山施設を対象として流木や落石の除去等の推進	
	人家等保全防災機能強化緊急対策事業費	103,299千円
	・人家等に近接する山地災害危険地区において森林の整備等の推進	
	治山激甚災害対策特別緊急事業費	556,205千円
	・宮川地区において再度災害を防止するための治山ダム工等の設置の推進	
②	落石等崩落防止事業費	346,420千円
	・大規模な津波が想定される地域の荒廃森林等の崩壊・落石対策の推進	
	狩猟費	18,490千円
	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化の推進	

森林の区分に応じた森林管理の推進

	地域森林計画編成事業費	15,333千円
	・地域の特性に応じた森林施策の推進目標や森林管理指針の整備	
	※自然環境保全技術開発費	5,488千円
	・針広混交林化や広葉樹林化等の研究	

林業の持続的発展

林業及び木材産業等の振興

	原木安定確保パイロット事業費	6,688千円
	・林業事業者による原木の安定的、持続的な供給確保の促進	
	林道事業費	1,306,309千円
	・森林整備につながる林道などの路網整備の促進	
	林業・木材産業構造改革事業費	1,060千円
	・林産物の安定供給やニーズにあった製品供給のための施設整備の促進	
	木材コンビナート施設整備事業	145,154千円
	・バイオマス利用につながる木材チップ工場の建設の促進	
①	森の恵みの価値向上事業費	2,534千円
	・消費者のニーズにあった安全で安心なきのこ類の生産の促進	

担い手の育成及び確保

①	林業担い手育成確保対策事業費	7,087千円
	・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進	
	森林育成促進資金貸付事業費	130,381千円
	・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	

	県産材の利用の促進	① 「三重の木を使おう」推進事業費	124,234千円
		・県産材「三重の木」の認証と「三重の木」使用住宅の建設の促進	
		② ※長伐期化に対応した森林管理・中大径材利用技術の開発事業	1,438千円
		・人工林の長伐期化に対応した育林及び木材利用の研究	
森 森林 環境 文化 教育 及び 育 びの 振 興	森林文化の振興	自然環境保全対策事業費	1,597千円
		・里地里山の自然を守り育てる団体等の活動の促進	
	③ 森とのふれあい・学び事業費	6,199千円	
	・森林や木の理解を深めるための森林での体験活動等の促進		
	森林環境教育の振興	普及指導活動事業費	5,827千円
		・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施業に関する指導の実施	
森 県 民 づ 参 く 画 り の へ 推 進	県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援	④ 多様な主体による森林づくり事業費	1,449千円
		・ボランティアや企業等多様な主体による森林整備活動の促進	
		⑤ 漁民の森づくり活動推進事業費	1,018千円
		・漁業関係者が実施する植栽や保育などの森林整備の促進	
		⑥ 竹林整備・利用モデル事業費	1,614千円
	・多様な主体による荒廃竹林の整備の促進		
	緑化推進費	5,612千円	
	・緑化活動の推進と公共施設の緑化の推進		
	森林づくりの意識の啓発	⑦ 「みんなで考える三重の森林」事業費	3,304千円
		・県民の森林や木の理解を図るための森林フォーラムや森の講座の開催	

注) ①: 第二次戦略計画における重点事業、 ②: H19年度新規事業  
 ※政策部科学技術振興センター林業研究部予算

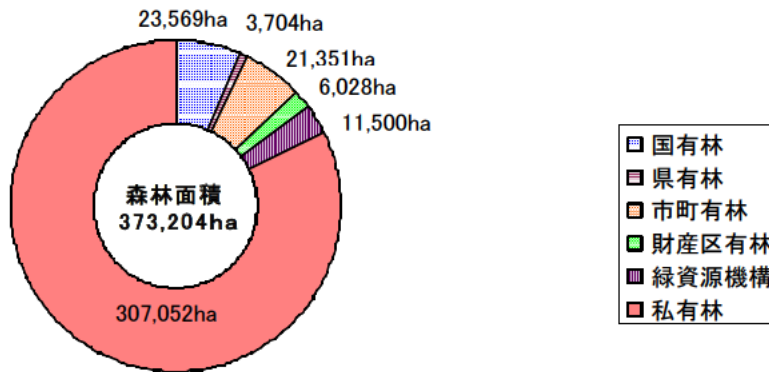
### 第3章 三重の森林・林業の現状

#### I 森林

##### 1 森林資源(平成19年度末現在)

###### (1)所有者別森林面積

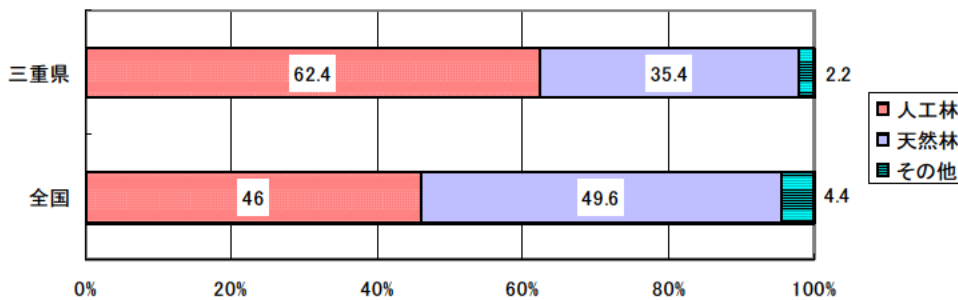
森林面積は、373千haと県土面積578千haの65%を占めています。内訳は、国有林24千ha(6%)、民有林350千ha(94%)であり、民有林では、私有林が307千ha(88%)を占めています。



(森林・林業経営室)

###### (2)林種別森林面積(民有林)

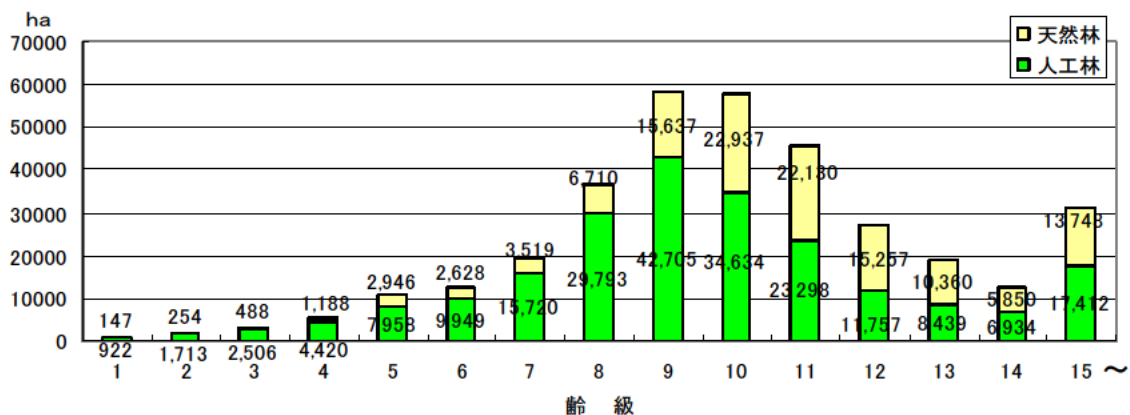
林種別森林面積は、スギとヒノキを中心とする人工林218千ha、天然林124千ha、その他8千haであり、人工林率は62%と全国平均(平成17年度末)の46%を大きく上回っています。



(森林・林業経営室)  
(農林業センサス)

###### (3)年齢別森林面積(民有林)

人工林では9齢級(41年生～45年生)が、天然林では10齢級(46年生～50年生)の林分が最も多く、また、人工林では、8齢級以上(36年生以上)の林分が175千ha(80%)を占めています。

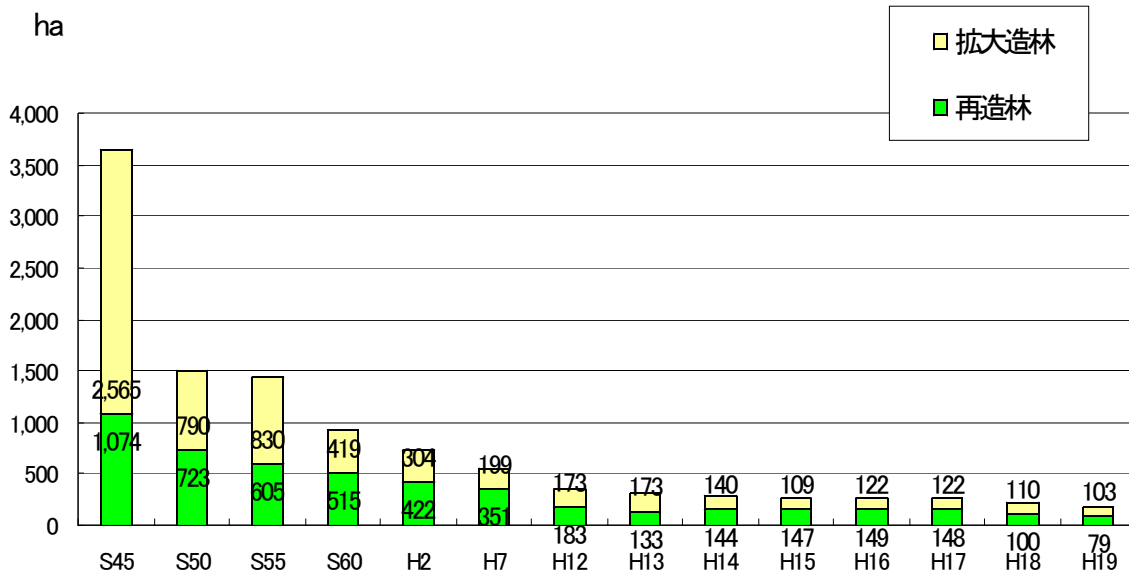


(森林・林業経営室)

## 2 森林整備

### (1) 人工造林面積(民有林)の推移

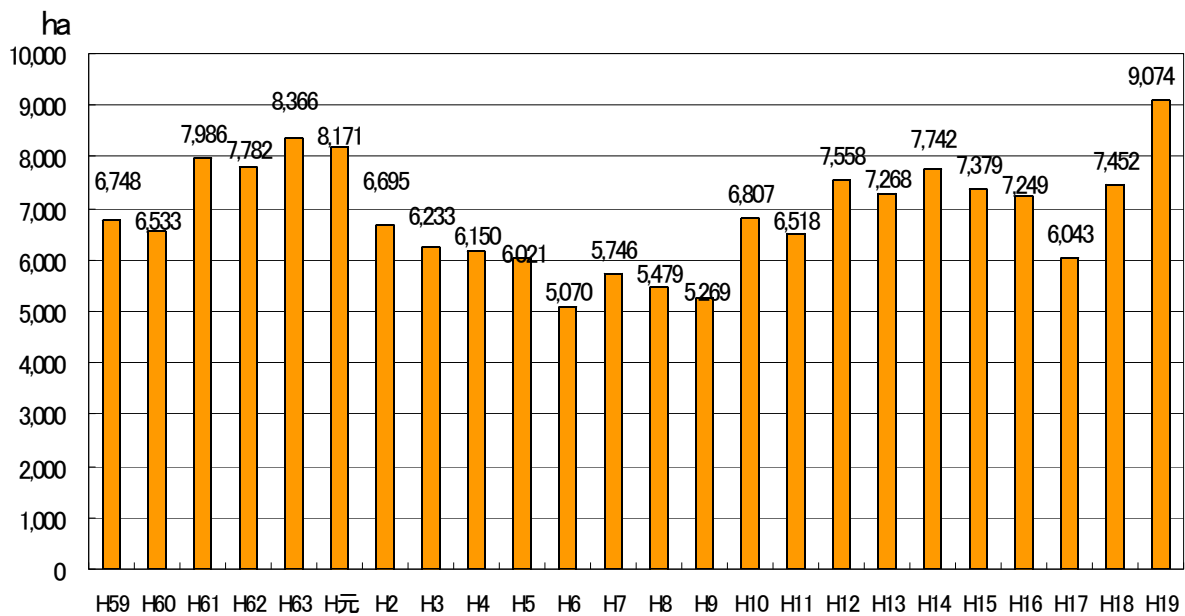
平成19年度の造林面積は182haで、その内訳は、拡大造林103ha、再造林79haとなっています。



(森林保全室)

### (2) 間伐面積(民有林)の推移

平成19年度の間伐面積は、緑資源機構が間伐面積を大幅に増大したことなどから、平成18年度に比べ1,622ha増の9,074haとなっています。



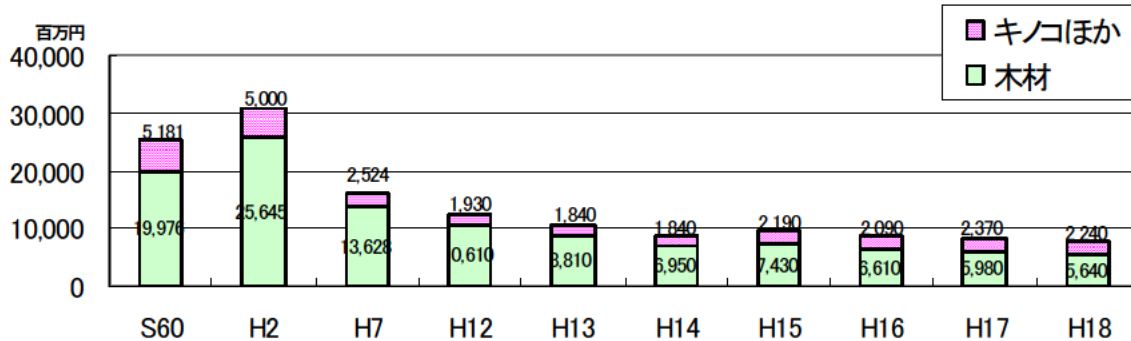
(森林保全室)

## Ⅱ 林業

### 1 林業経営

#### (1) 林業産出額の推移

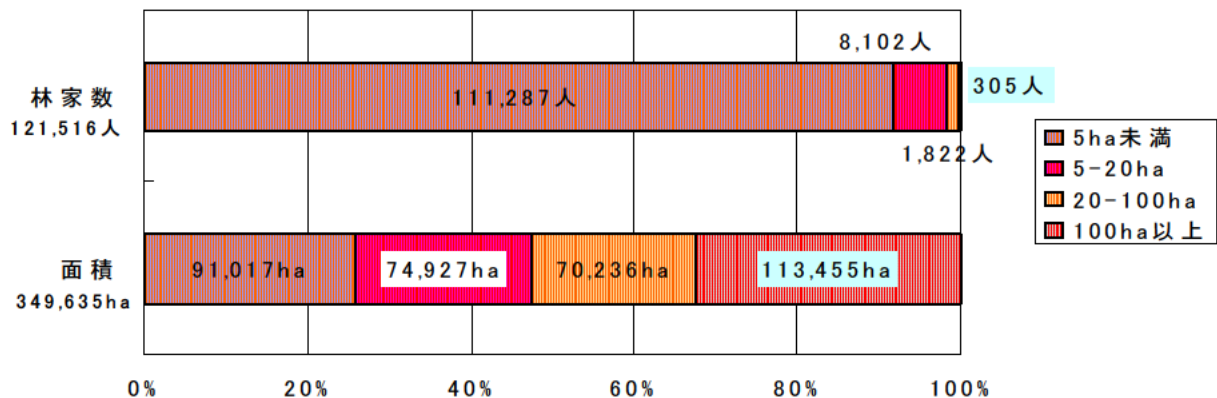
平成18年の林業産出額は、7,880百万円と、平成2年の30,645百万円に比べ26%に減少しています。



(生産林業所得統計報告書)

#### (2) 森林所有規模別所有者数及び森林面積

平成19年度末現在、森林所有者は121,516人で、うち5ha未満の所有者が全体の92%(森林面積26%)を占め、100ha以上の所有者は、0.3%(森林面積32%)となっています。



(森林・林業経営室)

#### (3) 林道

平成19年度末現在、民有林の林内道路密度は、18.6m/haで、うち林道密度は4.7m/haと全国平均の5.0m/haを下回っています。

区分	延長(km)	密度(km/ha)	舗装延長(km)	舗装率(%)
三重県	1,637	4.7	751	45.9
全国	87,131	5.0	36,075	41.4

※全国:17年度末

※林道延長は、林道のうち自動車道を記載 (森林保全室、民有林森林整備施策のあらまし)

#### (4) 高性能林業機械等

平成18年度末現在、県内の高性能林業機械は、スングヤーダが7台と平成17年度に比べ2台増え、合計32台となっています。また、三重県の高性能林業機械の人工林千ha当たりの台数は0.14台で、全国平均の0.30台を下回っています。

(単位:台)

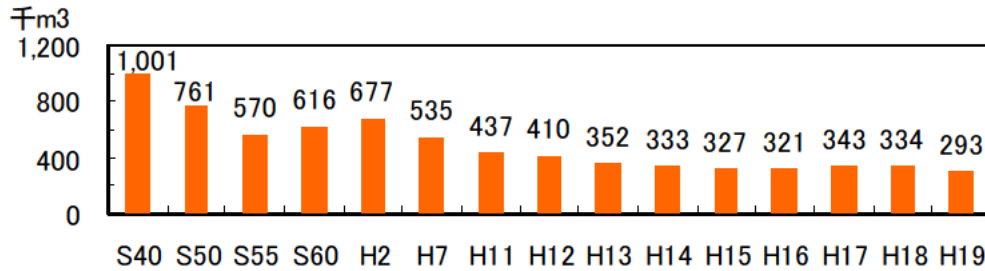
区分	タワーヤーダ*	スイングヤーダ*	スキッター*	ハーベスタ	プロセッサ	フォワーダ*	計
三重県	7	7	5	5	8	7	32
全国	175	419	152	502	1,042	828	3,118

(森林・林業経営室、森林・林業白書)

## 2 木材生産

### (1) 素材生産量の推移

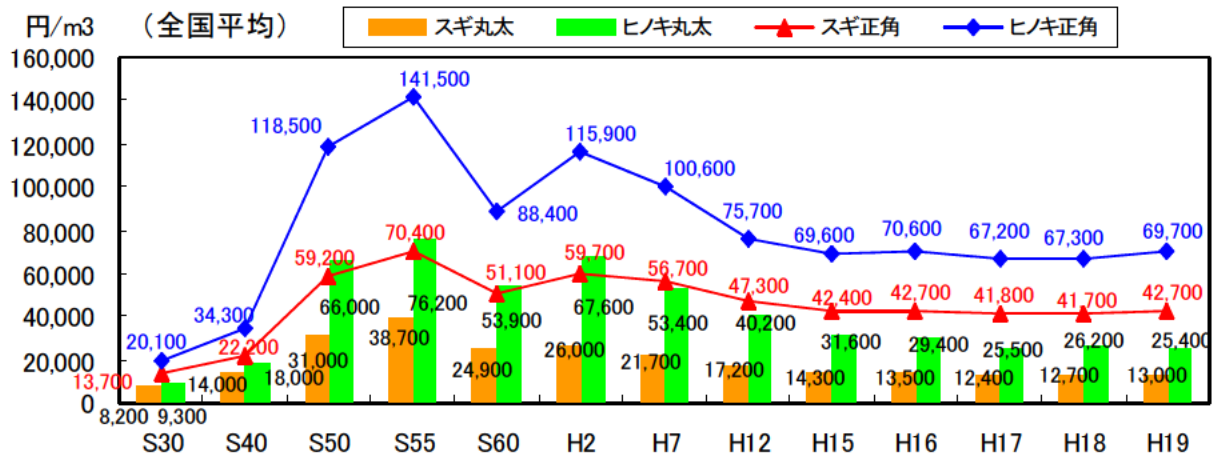
平成19年の素材生産量は、293千m<sup>3</sup>で、平成18年に比べ41千m<sup>3</sup>減少しています。



(農林水産省統計部「木材需給報告書」)

### (2) 木材価格の推移

平成19年の全国の平均原木価格は、スギ13,000円/m<sup>3</sup>、ヒノキ25,400円/m<sup>3</sup>で、最も高かった昭和55年に比べ、スギは34%、ヒノキは33%となっています。また、平均製品価格は、スギ42,700円/m<sup>3</sup>、ヒノキ69,700円/m<sup>3</sup>と、昭和55年に比べ、スギは61%、ヒノキは49%となっています。

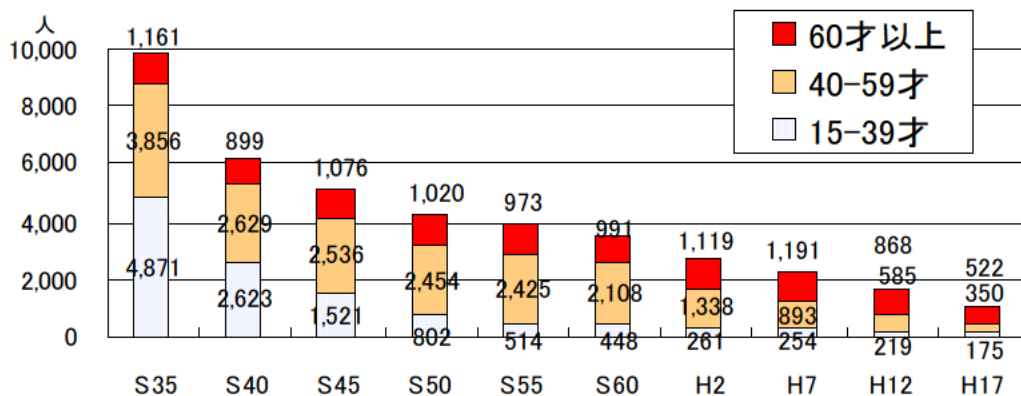


(森林・林業白書、農林水産省統計部「木材需給報告書」)

## 3 林業労働力

### (1) 林業従事者数の推移

林業従事者数は、昭和35年の9,888人から平成17年は1,047人と11%に減少しています。また、60歳以上の割合は、昭和35年の12%から平成17年には50%に増加しています。



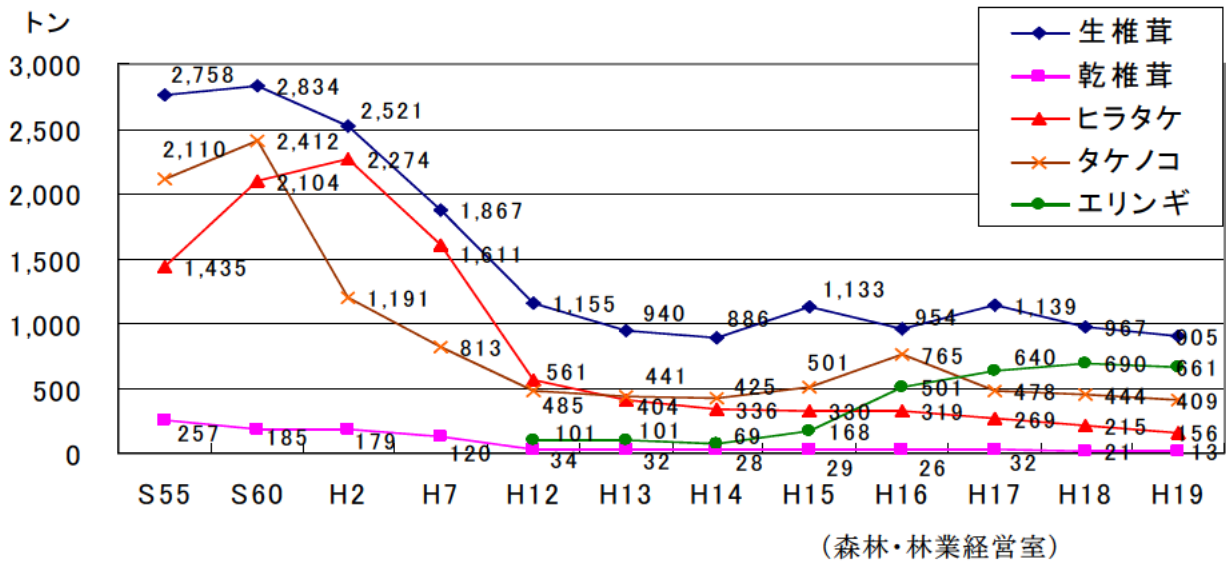
(国勢調査)



#### 4 特用林産物

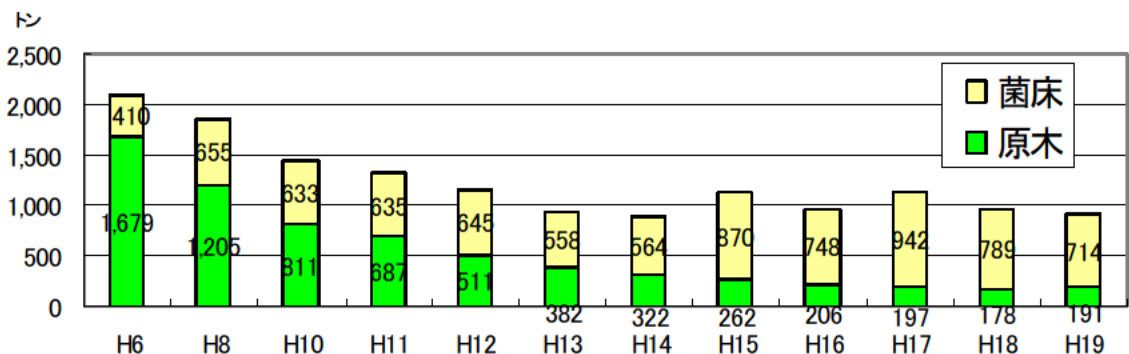
##### (1) 主要特用林産物生産量推移

平成19年の生シイタケの生産量は、905トンで、平成18年に比べ62トン減少しています。また、エリンギは661トンで平成18年に比べ29トン減少しました。



##### (2) 生シイタケ生産の内訳

平成19年の菌床栽培は、714トンと平成18年に比べ75トン減少しています。

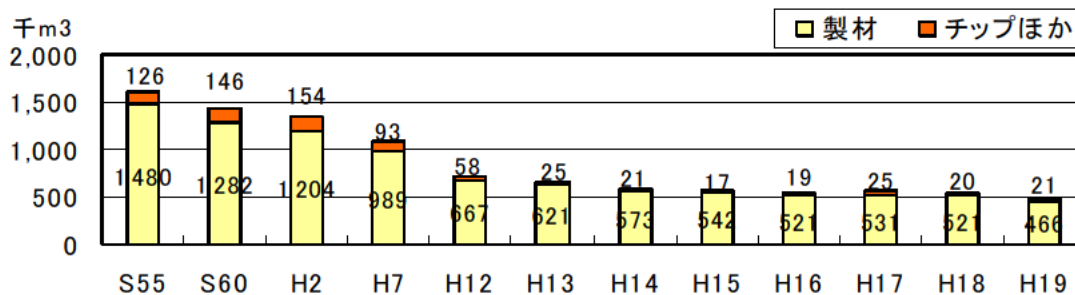


### Ⅲ 木材産業

#### 1 木材加工・流通

##### (1) 木材需要量の推移

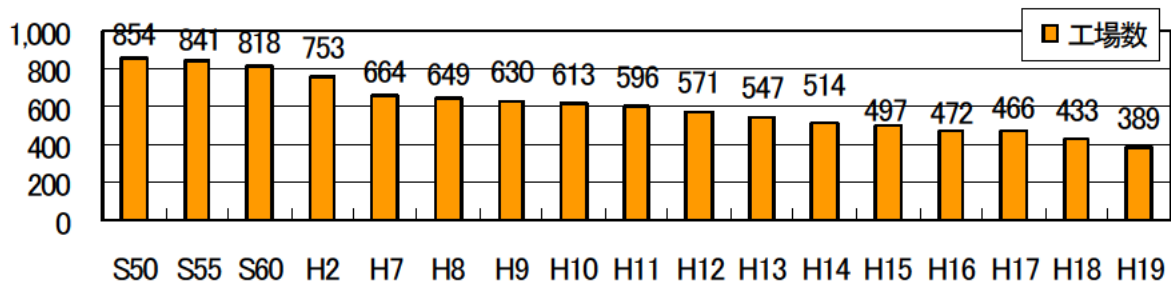
平成19年の木材需要量は、487千m3で、平成18年に比べ54千m3減少しました。また、製材用材が466千m3と全体の96%を占めています。



(農林水産省統計部「木材需給報告書」)

## (2) 製材工場数の推移

平成19年の製材工場は、389工場で、平成18年に比べ44工場減少しています。

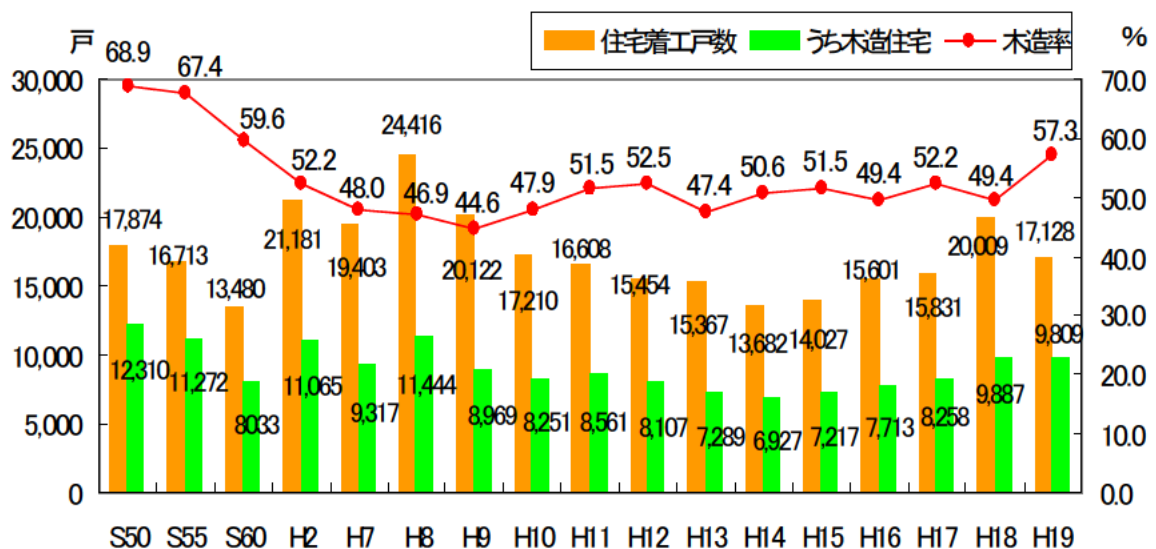


(農林水産省統計部「木材需給報告書」)

## 2 住宅着工戸数

### (1) 新設住宅着工数の推移

平成19年の新設住宅着工戸数は、17,128戸で、うち木造住宅が、9,809戸となっています。木造率では、57.3%と平成18年に比べ7.9ポイント増加しています。

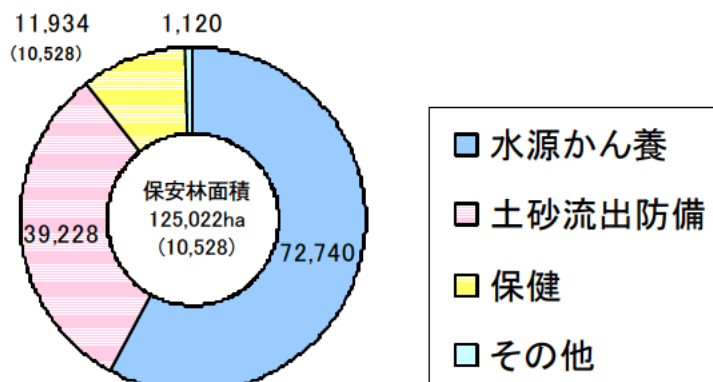


(国土交通省「住宅着工統計」)

## IV 県土の保全

### (1) 保安林

平成19年度末現在、保安林面積(国有林含む。)は、125,022ha(うち兼種10,528ha)で、指定率は31%となっています。その内訳は、水源かん養保安林63%、土砂流出防備保安林34%と、この2種が全体の97%を占めています。



※( )は、兼種で内数

(森林保全室)

(2) 山地災害危険地区

平成19年度末現在、山地災害危険地区は、3,856箇所あり、治山事業による安全対策工事着手率は、50%となっています。

(単位:箇所)

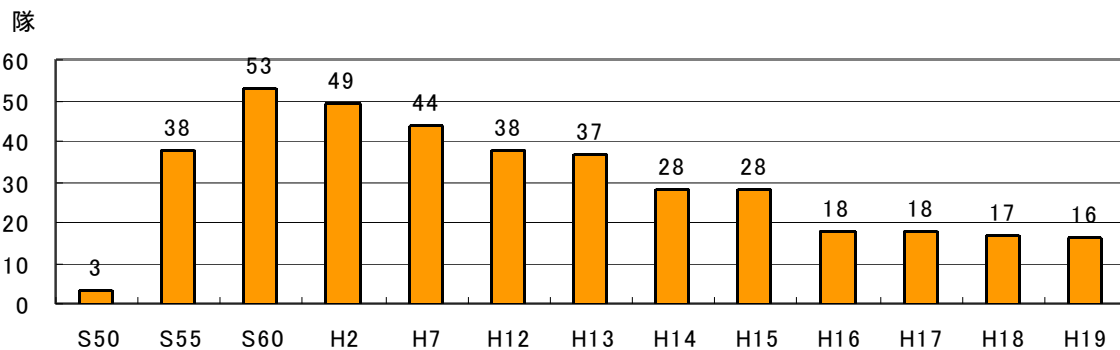
区分	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	合計
既着手	901	1,008	12	1,921
未着手	1,057	878	0	1,935
合計	1,958	1,886	12	3,856
治山着手率	46%	53%	100%	50%

(森林保全室)

V 森林づくりへの参加

(1) 緑の少年隊数の推移

緑の少年隊の隊数は、16団体で、最も多かった昭和60年度の53団体に比べ37団体減少しています。



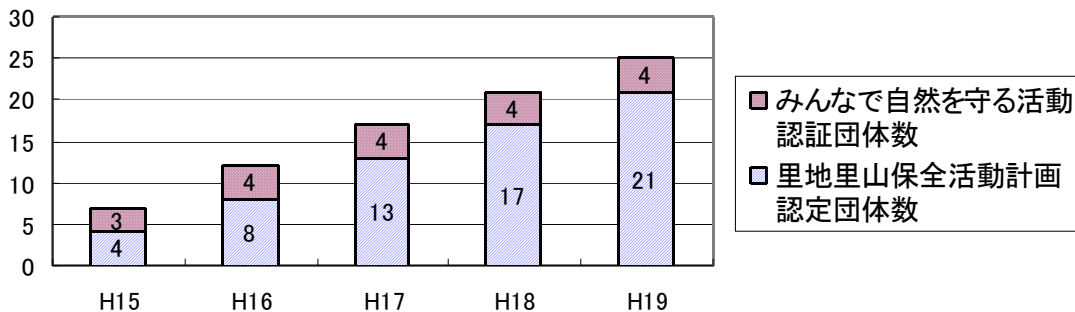
※H19.6現在

(自然環境室)

(2) 里地里山保全活動計画等の認定状況

平成19年度は、新たに4団体の里地里山保全活動計画を認定し、里地里山保全活動計画認定団体数は21団体、みんなで自然を守る認証団体数は4団体となっています。

団体

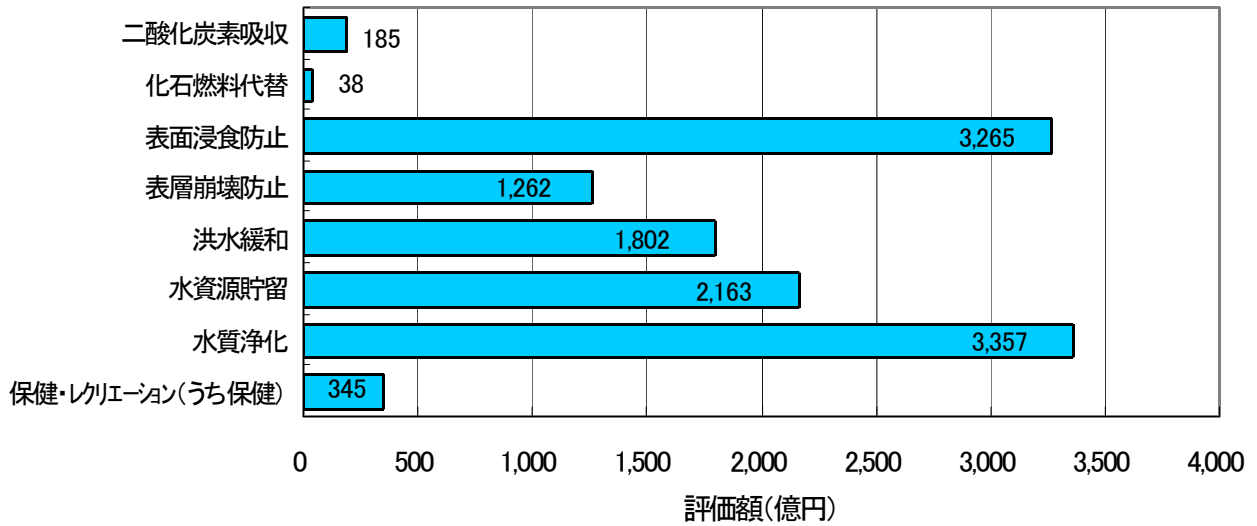


(自然環境室)

## VI 森林の公益的機能の評価

### (1) 三重県の評価額

三重県の森林が果たしている公益的機能の年間評価額は、地表面の浸食防止や水資源貯留、水質浄化など約1兆2千億円になります。これは、県民一人当たり約66万円、一世帯では約178万円に相当します。



資料：評価額は、日本学術会議が平成13年11月に農林水産省に答申した試算方法を参考に試算したものです(平成17年7月)。

# 参 考 资 料

## 三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

### （目的）

第一 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

### （多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

### （林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

### （森林文化及び森林環境教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

### （県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び

保全が図られなければならない。

#### (県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

#### (森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

#### (基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

#### (森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(林業及び木材産業等の健全な発展)**

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(担い手の育成及び確保)**

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(県産材の利用の促進)**

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(森林文化の振興)**

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(森林環境教育の振興)**

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(県民、森林に関する団体等の活動への支援)**

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

**(三重のもりづくり月間)**

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

**(財政上の措置)**

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

**附 則**

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。



## 三重の森林づくり基本計画

### 第1 基本計画策定の考え方

#### 1 基本計画策定の趣旨

県土の3分の2を占める森林は、木材の生産だけでなく、おいしい水やきれいな空気、県土の保全など私たちの生活にとってかけがえのない恩恵をもたらしています。また、レクリエーションや癒しの場として健康で快適な生活を送るための大切な役割を果たしています。

近年においては、地球温暖化の防止や生物多様性の確保など森林の地球環境の保全に果たす役割は重要性を増しており、木材は、環境負荷の少ない再生可能な資源として見直されてきています。

このように、森林は私たちにとって大変重要な存在ですが、過去には幾度か行きすぎた伐採による森林の危機がありました。

しかし、その都度、先人達の努力で森林を再生させ、豊かな森林が保たれてきました。そして私たちは、森林とともに生き、森林から供給される木材を生活に巧みに取り入れる「木の文化」を育んできました。

また、江戸時代から活発な林業が展開されてきた三重県では、森林は、「木を植え、育て、収穫し、また植える」という「緑の循環」を通して守り育てられ、林業は、山村地域の生活、経済を支える産業として重要な役割を担ってきました。

しかし、これまで三重の森林を育んできた林業は、木材価格の低下や需要の減少などにより生産活動が停滞し、活力が失われています。

スギやヒノキなどの人工林は、人が手を加えなければ健全な森林に育たず、公益的機能も十分に発揮されませんが、戦後造林され利用可能なまでに生長した人工林の多くが有効に活用されず、手入れ不足から荒廃の危機に直面しています。森林は今、これまでの伐採による危機とは違い、放置されることによる危機、伐採されないことによる危機に瀕しています。

また、私たちの暮らしの中では、利便性の追求や生活様式の変化等から鉄やアルミニウムなど人工の材料が木材に代えて利用されるようになるとともに、「森林」や「木」と「人」との関係も次第に希薄になり、これまで培ってきた「木の文化」の崩壊も懸念されるところです。

水源のかん養や土砂の流出の防備、地球温暖化の防止など、森林の持つ公益的機能の維持増進を図っていくためには、「緑の循環」を円滑にするとともに人工林の針広混交林への誘導等を進め、森林を社会資本として将来にわたり継続して適正に管理していくことが必要となっています。

そのために私たちは、生活の中で森林の役割や木を使うことの意義を良く理解し、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら森林づくりを計画的に進めていく必要があります。

こうした取組を着実に進めるため、平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に貢献し、県民の健康で文化的な生活が確保されている社会の構築に向け、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定します。

#### 2 基本計画の期間

基本計画は、三重の森林づくりについての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向性などを定めており、計画期間は20年間（平成18年度～37年度）とします。

## 第2 基本方針

### 1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

## 2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

### 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給のほか、水源のかん養や県土の保全などの多面的機能を有していますが、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されています。

このため、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の有する多面的機能の持続的な発揮を目指します。

#### 【数値目標】

指 標	現状(2004年)	～2015年(H27)	～2025年(H37)
間伐実施面積(累計)	7,249ha	80,000ha	140,000ha

\*目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

\*現状値は、2004(H16)年度単年の間伐実施面積です。

#### 【指標選定の理由】

森林の有する多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが必要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

### 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、生産活動を通じ森林を適切に管理してきましたが、近年の木材価格の低迷や需要の減少などから活力が失われてきており、手入れ不足の森林や伐採後の未植栽地などが増大しています。

このため、森林資源の循環利用を促進することは、森林の多面的機能の発揮につながることを

ら、これを支える林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2003年)	2015年(H27)	2025年(H37)
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	313千m <sup>3</sup>	328千m <sup>3</sup>	345千m <sup>3</sup>

\*数値は、木材需給報告書の統計数値によります。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

### 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用を進めることにより、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林文化・森林環境教育 指導者数及び活動回数	270人 500回	500人 2,000回	750人 3,000回

\*数値は、2006(H18)年から取り入れる県のデータベースに登録した指導者数とその活動回数です。

\*現状値は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数及びその活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

### 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりへの多様な主体の参画を図ります。

【数値目標】

指 標	現状(2004年)	2015年(H27)	2025年(H37)
森林づくりへの参加者数	10,000人	20,000人	30,000人

\*数値は、県民、NPO、企業など多様な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

\*現状値は、県及び(社)三重県緑化推進協会が主催、後援等を行った森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

### 第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

#### 【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

##### 1-(1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

##### 1-(2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、三重県型森林ゾーニング等により、重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

#### 【基本方針2 林業の持続的発展】

##### 2-(1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携を強化するとともに、森林施業の効率化、基盤整備等による生産性の向上を図ります。

##### 2-(2) 担い手の育成及び確保

将来にわたり適切な森林の整備が行えるよう、森林づくりの担い手の確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

##### 2-(3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は「緑の循環」を通じた森林整備の促進につながることから、住宅建築や公共事業等への積極的な利用を進めます。

#### 【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

##### 3-(1) 森林文化の振興

県民が森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

##### 3-(2) 森林環境教育の振興

森林や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成などを図ります。

#### 【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

##### 4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、多様な主体が多様な方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

##### 4-(2) 森林づくりの意識の啓発

県民の森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画意識を高める取組を行います。

### 第4 具体的な施策

各基本施策の、今後10年間に必要となる施策を次のように定めます。

#### 1 森林の整備及び保全【基本施策1-(1)】

##### (1) 環境林整備の促進

環境林については、針広混交林への誘導など公益的機能が継続して発揮される森林づくりを進めます。

##### (2) 生産林整備の促進

林業生産活動を通じた森林整備を図るため、間伐などの必要な森林整備や伐採後の着実な再造林を進めます。

##### (3) 県行造林地の適切な管理の推進

森林環境教育や林業体験活動の場としての活用も図りつつ、多面的機能が発揮されるよう、木材生産と環境保全を調和させた森林づくりを進めます。

#### (4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進を図ります。

#### (5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨などの自然災害による土砂や立木の流出等を防ぐため、治山事業などにより保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において山地災害防止に必要な施設整備や森林の整備を進めます。

#### (6) 野生鳥獣との共生の確保

野生鳥獣との共生を図るため、野生鳥獣の適正な保護管理に努めます。また、森林造成のために必要な防除対策の実施や野生鳥獣の生息環境に配慮した森林整備等を進めます。

#### (7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害の早期かつ重点的な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

### 2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1-(2)】

#### (1) 市町等と連携した森林管理の推進

地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林整備を進めていくため、市町と連携して森林計画制度の適切な運用を図ります。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

#### (2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理を進めるため、森林の機能の発揮状況の把握に努めるとともに、森林GISを活用した森林資源データの整備や情報の提供を行います。

#### (3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させる森林造成の研究に取り組みます。

### 3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】

#### (1) 森林施業の団地化・共同化の促進

零細分散化している森林所有者の森林整備や木材生産を進めるため、森林組合などの林業事業体を中心として森林を適正に管理し、作業の団地化・共同化による採算性の向上を図るとともに、流通・加工と連携した計画的な木材供給を進める仕組づくりに取り組みます。

#### (2) 林業の生産基盤整備の促進

森林施業が効率的に実施できるよう、自然環境に配慮し、地形や施業形態に応じた林道や作業道等の計画的な整備を進めます。

また、伐採作業の効率化や安全性の向上を図るため、高性能林業機械の導入や現場条件にあった低コスト作業システムの普及を進めます。

#### (3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材の加工コストの低減、流通の合理化、製品の規格化等による県産材の安定供給システムづくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、県産材の需要の拡大を図ります。

#### (4) 特用林産の振興

安全で安心な県産きのこや木炭などの特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進するとともに、消費者ニーズや市場動向などの必要な情報を生産者に提供します。また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

#### (5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組みます。

### 4 担い手の育成及び確保【基本施策2-(2)】

#### (1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供や普及啓発などを行います。

また、新規就業者の定着率の向上や人材の育成を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止、技術向上研修への参加などを進めます。

#### **(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化**

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成するため、経営支援や機械化の促進などにより経営改善や林業生産の効率化を進めます。

#### **(3) 山村地域の生活環境の整備**

山村地域における生活環境を向上して担い手の定住を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な生活環境の確保を図ります。

### **5 県産材の利用の促進【基本施策2-(3)】**

#### **(1) 県産材利用に関する県民理解の促進**

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や三重の森林づくりにおける県産材利用の意義について、広く普及啓発を行い県民の理解の促進と意識の高揚を図ります。

#### **(2) 信頼される県産材の供給の促進**

県産材『三重の木』認証制度の普及などにより、品質の確かな県産材の供給を進めます。

#### **(3) 木造住宅の建設の促進**

県産材を利用した家づくりが進められるよう、木材関連業者と工務店、建築士等との連携による住宅相談窓口の設置などの取組を進めます。

#### **(4) 公共施設等の木造・木質化の推進**

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、国、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

#### **(5) 間伐材等の利用の促進**

県が実施する公共工事等で間伐材の利用を積極的に進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への間伐材利用を働きかけます。

また、森林づくりや製材過程で発生する残材等の未利用資源の有効活用を図るため、木質バイオマスエネルギーなど新たな利活用を進めます。

#### **(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進**

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究・開発を進めます。

### **6 森林文化の振興【基本施策3-(1)】**

#### **(1) 新たな森林の活用の促進**

熊野古道の活用や森林療法など、山村地域の森林資源やフィールドそのものが持つ潜在的な価値を活かした新たなビジネスの展開を支援するなど、魅力ある地域づくりを進めます。

#### **(2) 都市と山村との交流の促進**

都市住民の新しいふるさととして、豊かな自然や文化など山村地域の持つ魅力を活かした体験交流を進めます。また、森林の整備は豊かな海づくりなどにつながることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を図ります。

#### **(3) 里山の整備及び保全活動の促進**

地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山を、生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

#### **(4) 森林文化遺産等の保全**

貴重な文化資源である巨樹・古木等の保存に努めます。また、木造古民家等の活用を進めます。

### **7 森林環境教育の振興【基本施策3-(2)】**

#### **(1) 森林の役割に関する県民理解の促進**

県民の森林に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供するとともに学習の機会の増大を図ります。

#### **(2) 森林とのふれあいの場の提供**

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林や林業について学習できる場を確保するとともに、インタープリター（森の語り部）の育成など、受け入れに必要な条件整備を進めます。

#### **(3) 森林環境教育の効果的な推進**

県民への森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラムの作成や学習環境を整備するとともに、指導者の育成などを進めます。

### **8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動への支援【基本施策4-1】**

#### **(1) 森林づくりへの県民参加の促進**

森林づくりへの多様な主体の参加を促すため、活動場所の確保や指導者の育成、情報の提供などを行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を支援します。

#### **(2) 計画づくりへの県民の参画**

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとに、森林づくりや木材利用の計画づくりを進めます。

#### **(3) 身近な緑化活動の推進**

緑化活動に取り組む団体と連携して、花木の植栽などの身近な緑化活動の促進を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

### **9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4-2】**

#### **(1) 三重のもりづくり月間の取組**

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種行事等を毎年10月に重点的に実施します。

## **第5 計画の進行管理**

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

### **1 数値目標による進行管理**

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

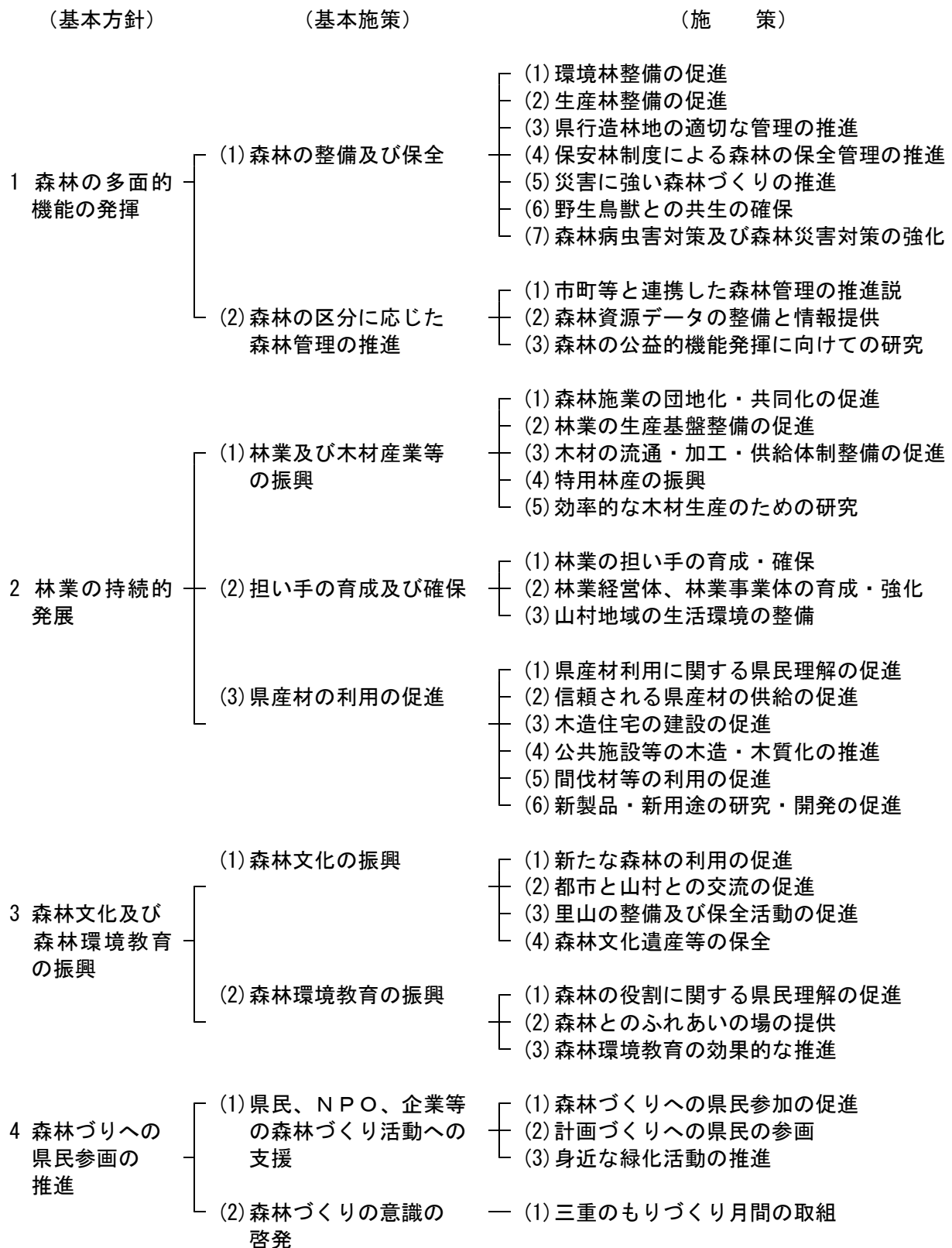
### **2 年次報告及び公表**

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

### **3 計画の見直し**

本計画は、20年後（平成37年度）を見通した森林づくりの展開方向と今後10年間に必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化など必要に応じ、計画の見直しを行います。

三重の森林づくり基本計画の施策体系





## 用語解説

ア

### NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

カ

### 環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林のことで、森林所有者が林業生産活動に制限を受ける森林。

### 間伐

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

### 木の文化

暮らしと森林や木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、住宅や家具、日用品など様々な形で生活に巧みに取り入れること。

### 県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結び、民有林野に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

### 高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

サ

### 再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

### 作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

### 里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

### GIS

Geographic Information Systems の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

### 下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年、春から夏の間の実施。

### 市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

### 主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

## 循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

## 除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

## 針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

## 人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

## 森林インストラクター

(社)全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

## 森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

## 森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

## 森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る「再生可能な資源」であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

## 森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

## 森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

## 森林の（有する）公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくはない大切な森林の働き。

## 森林の（有する）多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産の森林がもつ機能。

## 森林療法

森林のもつ快適性増進効果や癒し効果を、医療やリハビリテーションに役立てること。

## 森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした、県民一人一人の生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

## 森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター等、林業専業者以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

## 森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民

グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

### スイングヤーダ

建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

### スキッド

伐倒木を牽引式けんいんしきで集材する集材専用トラクタ。

### 生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用行う森林。

### 造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植栽）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

### 素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

タ

### タワーヤーダ

架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

### 地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

### 治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

### 天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

### 特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ハ

### ハーベスタ

伐採、枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

### フェラーバンチャ

樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

### フォワーダ

玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運ぶ集材専用トラクタ。

### プロセッサ

伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

### 分収契約

植栽や保育等を行い伐採時に得られた収益を一定の割合で分け合うため、森林の土地所有者と造林又は保育を行う者の2者、あるいはこれらに費用負担者を加えた3者で結ぶ契約。

### 保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

### 保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

マ

### 三重県型森林ゾーニング

森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

#### 「三重の木」認証制度

木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明すると共に、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

#### 緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

#### 緑の少年隊

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体です。

#### 木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

ラ

#### 林家

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する世帯。2000年世界農林業センサスでは、これらのうち1 ha以上の山林を所有、借入などにより保有するものを「林家」としている。

#### 林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

#### 林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

#### 林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

#### 林地残材

立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分、森林外へ搬出されない間伐材等、通常は林内に放置される残材。

#### 林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降、2年生、3年生と数える。

#### 齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年をひとくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。